

平成19年度食品安全委員会運営状況報告書

平成20年7月

食品安全委員会

<審議の経緯>

平成20年6月18日	第24回企画専門調査会
平成20年7月15日	企画専門調査会座長より 食品安全委員会委員長へ報告
平成20年7月17日	第247回食品安全委員会で決定

<食品安全委員会委員>

委員長	見上 彪
委員長代理	小泉 直子
	長尾 拓
	野村 一正
	畑江 敬子
	廣瀬 雅雄
	本間 清一

<食品安全委員会企画専門調査会専門委員>

座長	早川 堯夫
座長代理	清水 英佑
	伊藤 正史
	内田 健夫
	生出 泉太郎
	河合 義男
	近藤 信雄
	佐々木 珠美
	武見 ゆかり
	谷口 正代
	西脇 徹
	橋本 由子
	福代 俊子
	宗像 道子
	山根 香織
	渡邊 治雄

目 次

1 総 論	1
2 平成19年度における委員会の取組	2
1) 委員会の運営全般	2
(1) 会議の開催	
① 委員会会合の開催	
② 企画専門調査会の開催	
③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催	
④ 緊急時対応専門調査会の開催	
⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
(2) 平成18年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成20年度食品安全委員会運営計画の作成	
① 平成18年度食品安全委員会運営状況報告書の作成	
② 平成20年度食品安全委員会運営計画の作成	
2) 食品健康影響評価の実施	3
(1) 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成	
(2) 委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価	
(3) 要請を受けて行う食品健康影響評価	
① 添加物	
② 農薬	
③ 動物用医薬品	
④ 器具・容器包装	
⑤ 化学物質・汚染物質	
⑥ 微生物・ウイルス	
⑦ プリオン	
⑧ かび毒・自然毒等	
⑨ 遺伝子組換え食品等	
⑩ 新開発食品	
⑪ 肥料・飼料等	
(4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	
(5) 食品健康影響評価技術研究の推進	
(6) 食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省 連絡調整会議	

3) リスクコミュニケーションの促進	9
(1) 食品健康影響評価等に関する評価結果案についての意見・情報の募集の実施	
(2) 意見交換会等の開催	
(3) リスクコミュニケーション推進事業	
(4) 全国食品安全連絡会議の開催	
(5) 食品安全モニターを通じた意見の把握等	
(6) ホームページや広報誌等を通じた情報提供	
(7) リスクコミュニケーション担当者会議の開催	
(8) 食育の推進への貢献	
4) 緊急事態等への対応体制の強化	13
(1) 緊急時対応訓練の実施	
(2) 緊急時対応体制の強化方針の検討	
(3) 中国産冷凍ギョウザ問題への対応	
5) 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	14
(1) 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供	
(2) 国際会議等への参加	
6) 食品の安全性の確保に関する調査	15
3 平成19年度における食品安全委員会の運営状況の総括	15
資料1 食品健康影響評価の審議状況	18
資料2 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況	19
資料3 食品に残留する農薬等に関する ポジティブリスト制度について	37
資料4 平成19年度食品健康影響評価技術研究採択課題	40
資料5 平成17年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧	41
資料6 平成18年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧	42
資料7 平成19年度意見交換会開催状況	43
資料8 関係団体との懇談会等	44
資料9 平成19年度食品の安全性に関する地域の指導者育成講座 開催実績一覧表	45
資料10 平成19年度食品の安全性に関するリスクコミュニケーター 育成講座開催実績一覧表	46
資料11 国際会議等への委員等の派遣	47
資料12 海外研究者及び専門家の招聘	48
参考資料 平成20年度食品安全委員会運営計画（平成20年3月27日 食品安全委員会決定）	49

1 総論

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は平成19年7月に発足4年目を迎えたが、平成19年度においては、食肉や菓子の製造加工業者等による食品表示の偽装や、平成20年1月に明らかになった中国産冷凍ギョウザ問題など、国民の食品に対する信頼を大きく揺るがす事案が相次いで発生した。

また、国民の関心の高い米国産牛肉の輸入に関する案件については、米国から我が国に対して輸入条件に関し協議を行いたいとの要請があり、平成19年6月及び8月に厚生労働省及び農林水産省が参加して日米間で技術的な協議が行われ、その結果の取りまとめ作業が進められた。

このような諸状況の中で、食品の安全性や信頼性に対する国民の関心が高まり、委員会においても、食品の安全性等の確保という国民の期待に応えるため、平成19年度食品安全委員会運営計画（平成19年3月29日食品安全委員会決定）に基づいて、食品健康影響評価を精力的に推進するとともに、リスク管理機関と連携したリスクコミュニケーションの実施、ホームページ等での科学的知見に関する情報提供などに力を注いだ。

また、平成19年度食品安全委員会運営計画において、以下の事項を重点事項として掲げ、各事業の積極的な展開を図った。

- ① ポジティブリスト制度の導入に伴う評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、体制強化や審議の進め方の改善を行うこと
- ② 食品健康影響評価の透明性、円滑化に資する観点から、新たな分野（農薬、動物用医薬品、飼料添加物等）等について、評価ガイドラインの検討を行うこと
- ③ 委員会が主体的かつ計画的に食品健康影響評価を実施できるよう、現在実施中の研究の中間評価を適切に実施しつつ、食品健康影響評価技術研究を一層推進すること
- ④ 平成18年11月に取りまとめた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」を踏まえ、地域における指導者及びリスクコミュニケーター育成や、食育の推進にも資する教材の提供等を実施すること
- ⑤ 国民の関心に配慮しつつ、ホームページやメールマガジン、季刊誌の発行等に加えてマスメディアを通じ、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。また、食品安全モニターの活動の活性化等を図るとともに、食の安全ダイヤル及び食品安全モニターから寄せられた情報について、関係機関への情報提供や国民への積極的な情報発信を行うこと
- ⑥ 食品の安全性の確保に関する情報の一元的な収集・整理及び分析に努めるとともに、緊急時を想定した訓練の実施により、緊急時の対処体制を強化する。
- ⑦ 欧州食品安全機関（EFSA）など国際機関や外国政府機関等との連携を深めるとともに、食品健康影響評価結果を英訳して海外に広く発信・情報交換することに

より、リスク評価における国際協調を推進する。

2 平成19年度における委員会の取組

1) 委員会の運営全般

(1) 会議の開催

① 委員会会合の開催

平成19年度において、47回の委員会会合を、原則として毎週木曜日14時から公開で開催した。

② 企画専門調査会の開催

6月12日の企画専門調査会第20回会合において、平成18年度食品安全委員会運営計画のフォローアップを行い、平成18年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議した。

9月7日の第21回会合及び11月27日の第22回会合においては、委員会が自らの判断により食品健康影響評価を行う案件候補の検討・選定を行い、案件候補として「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛に関する食品健康影響評価」について委員会に報告した。

また、第22回会合においては、併せて平成19年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告を行った。

平成20年2月8日の第23回会合においては、平成16年1月に閣議決定された「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）のフォローアップを行った。さらに、平成20年度食品安全委員会運営計画（案）について審議を行った。

③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催

平成19年度においては、リスクコミュニケーション専門調査会を6回開催（第31～36回会合）した。その中では、主にリスクコミュニケーション専門調査会に当面審議を求める以下の事項（平成18年12月14日食品安全委員会決定）について、審議を行った。

- ・ リスクコミュニケーションの検証
- ・ 審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方
- ・ 地方自治体との協力
- ・ 諸外国との連携
- ・ 食育

④ 緊急時対応専門調査会の開催

平成19年度は、緊急時対応専門調査会を3回開催した。7月11日の第2

2回会合では、平成18年度緊急時対応訓練のまとめを行うとともに、平成19年度緊急時対応訓練（案）について審議し、了承された。また、10月30日の第23回会合においては、緊急事態への対処体制の強化方策の検討並びに緊急時対応訓練の具体的な内容及び進め方についての審議を行った。さらに、平成20年3月24日の第24回会合においては、平成19年度緊急時対応訓練の検証及び緊急時対応の検証として食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針に基づく対応について審議を行った。

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、平成19年度においては、添加物専門調査会（14回）、農薬専門調査会（74回）、動物用医薬品専門調査会（22回）、器具・容器包装専門調査会（1回）、化学物質専門調査会（1回）、汚染物質専門調査会（1回）、化学物質・汚染物質専門調査会（4回）、微生物専門調査会（1回）、ウイルス専門調査会（1回）、微生物・ウイルス専門調査会（4回）、プリオン専門調査会（6回）、かび毒・自然毒等専門調査会（1回）、遺伝子組換え食品等専門調査会（14回）、新開発食品専門調査会（8回）、肥料・飼料等専門調査会（3回）、汚染物質・化学物質専門調査会合同（1回）を開催した。（注 開催回数には部会等の開催回数も含まれる。）

より効率的かつ機動的な調査審議を進める観点から、10月に専門調査会の構成を見直し、化学物質・汚染物質専門調査会、微生物・ウイルス専門調査会を新たに設置し、化学物質・汚染物質専門調査会内に幹事会、化学物質部会、汚染物質部会及び清涼飲料水部会を設置し、評価対象やその専門的な分野を考慮した審議プロセスに改編した。

(2) 平成18年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成20年度食品安全委員会運営計画の作成

① 平成18年度食品安全委員会運営状況報告書の作成

6月12日の企画専門調査会第20回会合で審議し、6月28日の第196回委員会会合において決定した。

② 平成20年度食品安全委員会運営計画の作成

平成20年2月8日の企画専門調査会第23回会合で審議し、3月27日の第231回委員会会合において決定した。

2) 食品健康影響評価の実施

(1) 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成

食品健康影響評価に必要なデータの明確化を図るため、必要に応じ、食品健

健康影響評価の対象となる危害要因ごとに、安全性を評価するための基準や考え方を策定することとしている。

「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」については、本年3月の専門調査会です承が得られたことから、今後、委員会で審議を行い、了承が得られれば国民からの意見・情報の募集、意見交換会を実施を予定している。

このほか、農薬、動物用医薬品、飼料添加物については、リスク管理機関との調整を行いながら草案の作成を進めており、食品添加物については評価ガイドラインの作成に必要な調査を実施中である。

(2) 委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価

9月7日の企画専門調査会第21回会合及び11月27日の第22回会合において、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の検討・選定を行い、案件候補として選定された「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛に関する食品健康影響評価」については、平成20年1月17日の第222回委員会会合において、自ら評価の実施の要否について決定する前に意見交換会を実施することが決定され、3月に東京と大阪において意見交換会が実施された。

そのほか、平成20年1月17日の第222回委員会会合において、平成19年度の自ら評価に係る企画専門調査会の審議結果を受けて、「こんにやく入りゼリー」、「体細胞クローン牛」、「ヘテロサイクリックアミン」、「多肥栽培による葉物野菜中の硝酸塩」、「食器などのプラスチック製品に含まれるビスフェノールA」、「ポリスチレン容器から溶出するスチレントリマー」、「複数添加物の相乗毒性」、「食品添加物パラオキシ安息香酸エステル類」及び「有機ヒ素化合物（ジメチルアルシン酸）」に係る案件について、その事案に応じて、情報収集や情報提供（Q&Aやファクトシートの策定）を行うことが決定された。

なお、平成17年度に企画専門調査会において選定された案件候補である「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、平成19年5月17日の第190回委員会会合において、意見交換会の結果等を踏まえ、自ら評価実施することを決定した。その後、自ら評価の実施に向け、外交ルートを通じ、評価対象国へ質問書による照会を行った。現時点で回答があったのは、9ヶ国（オーストラリア、メキシコ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ホンジュラス）である。今後、プリオン専門調査会において提出された回答を基に評価を実施するとともに、回答がない5ヶ国（ニュージーランド、バヌアツ、中国、ノルウェー、アルゼンチン）については、引き続き回答を働きかけることとする。

また、平成16年度に委員会が自らの判断により食品健康影響評価を行うこととした「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、意見交換会の結果等を踏まえ、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジ

ユニ／コリから調査審議を進めることとし、現在、微生物・ウイルス専門調査会の下に設置したワーキンググループにおいて調査審議を行っている。

(3) 要請を受けて行う食品健康影響評価

食品健康影響評価の実施に当たっては、厚生労働省、農林水産省等から食品健康影響評価の要請のあった案件について、委員会会合で説明を受けた後、専門調査会において調査審議を行い、評価結果案の取りまとめを行っている。

この評価結果案については、原則として、国民からの意見・情報の募集を30日間にわたって行い、最終的に委員会会合において寄せられた意見・情報を踏まえて調査審議の上、評価結果を決定し、各省に通知している。

平成19年度中には、添加物、農薬、動物用医薬品、特定保健用食品等を始めとする248案件について食品健康影響評価の要請があり、平成17年度までに評価要請のあったものを含めて、201案件について評価結果を通知した。以下、専門調査会ごとに調査審議の概要を示す。

なお、平成19年度における専門調査会別の食品健康影響評価の審議状況については資料1のとおりであり、食品健康影響評価を要請された案件等の処理状況については資料2のとおりである。

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度（平成18年5月29日施行、資料3参照）への対応としては、部会の設置等により評価体制を強化し、平成18年6月29日の第149回委員会会合において策定された「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づき、調査審議を行っている。

① 添加物

平成19年度は、厚生労働省から5案件について食品健康影響評価の要請があり、平成18年度までに評価要請のあったものを含めて、22案件の評価結果を通知した。

② 農薬

平成19年度は、厚生労働省から165案件について食品健康影響評価の要請があり、平成18年度までに評価要請のあったものを含めて、103案件の評価結果を厚生労働省に通知した。

③ 動物用医薬品

平成19年度は、厚生労働省から残留基準設定について29案件及び人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものについて1案件並びに農林水産省から承認について10案件及び再審査について10案件の合計50案件に

ついて食品健康影響評価の要請があり、平成18年度までに評価要請のあったものを含めて、34案件の評価結果を厚生労働省に、17案件(うち承認8案件、再審査9案件)の評価結果を農林水産省に通知した。

なお、「マルボフロキサシン」、「フロルフェニコール」及び「チアンフェニコール」を有効成分とする動物用医薬品については、一日摂取許容量(ADI)のほか、別途薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価について検討中である。

農林水産省から要請されている薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価のうち「フルオロキノロン系抗菌剤」については、薬剤耐性菌に関するワーキンググループ(動物用医薬品/肥料・飼料等/微生物・ウイルス合同専門調査会)において、薬剤耐性菌に関連する調査の報告を受けたほか、評価書案(ハザードの特定まで)について調査審議した。

④ 器具・容器包装

平成19年度は、平成17年度から平成19年度に実施された「器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究」の中間報告が行われ、作成予定のリスク評価ガイドラインについて意見交換した。

⑤ 化学物質・汚染物質

平成19年度は、平成15年7月1日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保」について、前年度に引き続き調査審議を行った。

また、平成15年7月1日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「清涼飲料水の規格基準を改正すること」について、13物質の調査審議を行い、そのうち7物質について、意見・情報の募集を行った。

⑥ 微生物・ウイルス

農林水産省から要請されている薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価のうち「フルオロキノロン系抗菌剤」については、薬剤耐性菌に関するワーキンググループ(動物用医薬品/肥料・飼料等/微生物・ウイルス合同専門調査会)において、薬剤耐性菌に関連する調査の報告を受けたほか、評価書案(ハザードの特定まで)について調査審議した。【③動物用医薬品再掲】

⑦ プリオン

平成19年度は、継続審議となっていた「豚肉骨粉等の養魚用飼料原料への使用について」の調査審議を行い、評価結果を通知した。

⑧ かび毒・自然毒等

平成19年度は、食品健康影響評価の要請は無かったが、かび毒・自然毒等に関する毒性成分、原因食品、被害状況、国際的なリスク評価結果等に関する最新の動向を把握するため、かび毒・自然毒等専門調査会を開催し、「かび毒」及び「貝毒を除く海洋性自然毒」に関して、専門委員から報告を受け、調査審議を行った。

⑨ 遺伝子組換え食品等

平成19年度は、厚生労働省及び農林水産省から22案件について食品健康影響評価の要請があり、平成18年までに要請のあったものを含めて、19案件について評価結果を通知した。

また、「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準（案）」については、平成20年3月の専門調査会です承が得られたことから、今後、委員会で審議を行い、了承が得られれば国民からの意見・情報の募集、意見交換会を実施予定である。

⑩ 新開発食品

平成19年度は、厚生労働省から5案件について食品健康影響評価の要請があり、平成18年度までに要請のあったものを含めて、4案件について評価結果を通知した。

平成18年2月13日付けで厚生労働省から評価要請のあった「アガリクスを含む製品『キリン細胞壁破碎アガリクス顆粒』について食品として販売することを禁止すること」及びその他2製品の安全性について、新開発食品専門調査会を中心に他の専門調査会の協力を得て審議することとし、平成20年3月12日に第2回新開発食品専門調査会ワーキンググループを開催した。

⑪ 肥料・飼料等

平成19年度は、平成19年3月5日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「コリスチン」について、肥料・飼料等専門調査会及び動物用医薬品専門調査会における調査審議を経て、平成20年1月24日の第223回委員会会合で調査審議を行い、評価結果を通知した。

農林水産省から要請されている薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価のうち「フルオロキノロン系抗菌剤」については、薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（動物用医薬品／肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会）において、薬剤耐性菌に関連する調査の報告を受けたほか、評価書案（ハザードの特定まで）について調査審議した。【③動物用医薬品及び⑥微生物・ウイルス再掲】。

(4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

食品健康影響評価の結果が、厚生労働省及び農林水産省の食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するため、平成18年4月から平成18年9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（7分野27品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられなかった評価品目（5分野23品目）について、平成19年2月に調査を行い、4月19日の第187回委員会会合にその結果を報告した。また、平成18年10月から平成19年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（8分野70品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（5分野20品目）について、8月に調査を行い、10月25日の第212回委員会会合にその結果を報告した。

さらに、平成19年4月から平成19年9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（5分野、83品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（7分野41品目）について、平成20年2月に調査を行った。

(5) 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドラインの策定等に資する研究を実施している。

平成19年度の新規研究課題については、4月5日の第185回委員会会合において、資料4のとおり4研究領域9課題を研究課題として決定した。

平成17年度及び18年度に採択した食品健康影響評価技術研究の中間評価についても、4月5日の第185回委員会会合において、資料5及び6のとおり決定した。

平成20年度の新規分については、12月20日の第220回委員会会合において以下に示す4研究領域を決定し、12月26日から平成20年2月8日までの間、研究課題の募集を行ったところ、合計49課題の応募があった。応募された課題については、食品健康影響評価技術研究運営委員会において、書面による1次審査及びヒアリングによる2次審査を行い、研究課題の候補として8課題を選定した。

① 化学物質系研究領域

○ 食品中の化学物質等の健康影響評価手法に関する研究領域

乳幼児における化学物質の発達障害に及ぼす健康影響評価手法の開発、鉛などの有害金属の低濃度曝露による健康影響評価手法の開発及び食品中の化学物

質の曝露による新たな健康影響評価指標及び統計技法を活用した定量的評価手法の高度化など、食品中の化学物質等の健康影響評価の効率的・効果的な実施に資するものであること。

② 生物系研究領域

○ 食品に起因する有害微生物等のリスク評価法に関する研究領域

定量的解析手法を考慮しつつ、食品中の有害微生物等の挙動解析・変動要因解析等による動態予測に基づいた健康影響評価手法の開発、有害微生物等の食品を介した感染機序に関する研究に基づいた健康影響評価手法の開発及びかび毒及び自然毒の生体作用を考慮した健康影響評価手法の開発など、食品に起因する有害微生物等の健康影響評価の効率的・効果的な実施に資するものであること。

③ 新食品等研究領域

○ 新開発食品等の健康影響評価手法に関する研究領域

遺伝子組換え技術、ナノテクノロジー、物理的特性の付加技術等を用いて製造された食品中に含まれる成分の生体への影響又は新開発食品等の医薬品等との相互作用等を考慮した健康影響評価手法の開発に資するものであること。

④ リスクコミュニケーション研究領域

○ リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域

リスクコミュニケーションの検証手法、又はリスク認知に影響を及ぼす要因の解析手法の開発に資するものであること。

継続課題については、食品健康影響評価技術研究運営委員会において、中間評価案を取りまとめた。

(6) 食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議

厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図り、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」開催している。

6月15日及び平成20年1月11日に開催し、研究の実施状況、平成20年度予算の要求状況等について情報交換を行った。

3) リスクコミュニケーションの促進

(1) 食品健康影響評価等に関する評価結果案についての意見・情報の募集の実施

食品健康影響評価等に関する評価結果案について、新たな知見等が寄せられ

た場合には評価への反映を図るため、一つの案件につき原則30日間、国民からの意見・情報の募集を行っている。

平成19年度においては、農薬「メタミドホス」などのポジティブリストに係る暫定基準等の評価結果案のほか、平成20年度食品安全委員会運営計画案などを加えた合計111案件について、国民からの意見・情報の募集を行った。

(2) 意見交換会等の開催

委員会は、厚生労働省や農林水産省等のリスク管理機関等とも連携して意見交換会等を実施している。平成19年度においては、消費者や食品関連事業者等の関係者が参加した意見交換会等を全国各地で22回開催し、このほか地方自治体との共催で5回、委員会単独で2回開催した。(資料7)。

これらの意見交換会等は、リスク分析の考え方、食育、我が国に輸入される牛肉等や食中毒原因微生物に係るリスク評価をテーマにして行ったほか、米国等における農薬の安全性評価や、放射線照射食品を巡る国際的な状況等について海外から専門家を招聘して行った。

さらに、消費者団体等の関係団体との懇談会等を実施した。(資料8)。

(3) リスクコミュニケーション推進事業

① 食品の安全性に関する地域の指導者育成講座

食品の安全性に関して、地域におけるリスクコミュニケーションの積極的な推進を図るため、地域の集まりで食の安全に関して話をする機会のある方を対象に、リスク分析の考え方や委員会の役割についての理解を深め、コミュニケーション能力の向上を図ることを目的として実施した。

委員会事務局の職員による食品の安全性確保のためのリスク分析の考え方や委員会の取組等についての講演及びコミュニケーション能力を高めるための演習を行った。

平成19年度は、自治体と協力して、神奈川県、石川県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、福岡県において計11回開催し、759人が参加した(資料9)。

② 食品の安全に関するリスクコミュニケーター育成講座

食品の安全性に関する地域の指導者育成講座の受講者等を対象に、消費者、事業者など様々な食品関係者の立場や主張を理解し、また、意見や論点を明確にし、相互の意思疎通を円滑にする役割を担うリスクコミュニケーター(ファシリテーター)を育成するため、ファシリテーション(様々な関係者の立場や主張を理解し、意見や論点を明確にするなど、効果的に意見交換を進める手法)に関する基礎講座を地方自治体と共催で実施した。

平成19年度は、自治体と協力して、北海道、秋田県、栃木県、三重県、大阪府、徳島県、大分県、岡崎市、岡山市、広島市、福岡市において計11回開催し、325人が参加した（資料10）。

③ コミュニケーションツール制作事業

上記①及び②の受講者が、地域におけるリスクコミュニケーションを推進し、情報や理解の裾野を広げる活動ができるよう、必要な情報を提供するとともに、受講者がリスクコミュニケーション活動に利用できるよう、リスク分析に関するDVDを制作した。

(4) 全国食品安全連絡会議の開催

11月21日、委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、全国130自治体（都道府県、保健所設置市及び特別区）を対象とした平成19年度全国食品安全連絡会議を開催し、委員会の運営状況の情報提供を行うとともに、リスクコミュニケーションなどの地方公共団体と連携して取り組むべき課題について意見交換を実施した。

(5) 食品安全モニターを通じた意見の把握等

消費者の方々に、食品の安全性等に関して日常の生活を通じて気付いた点等についての意見等聴取のため、全国各地から470名の食品安全モニター（以下「モニター」という。任期は平成19年度から2年に延長された。）を依頼し、平成19年度中に524件の随時報告を受け付けた。これらの報告については、関係行政機関にも回付し、今後の食品の安全性の確保に関する施策を推進する上での参考にしてもらうとともに、適宜意見等に対するコメントを付し、ホームページに掲載するなど、広く国民への情報提供にも努めた。

また、「食の安全性に関する意識等について」（平成19年6月）の課題報告を実施し、その結果について、委員会会合で報告して委員会の取組の参考とするとともに、ホームページに掲載している。さらに、「食品に関するリスクコミュニケーション活動への参加等について」（平成20年1月）の課題報告を実施した。

このほか、委員会の取組や食品健康影響評価などについて、知識や理解を深めるとともに、意見交換を行うため、5月から6月にかけて、地域別に全国7都市（東京3回、大阪2回、札幌、仙台、名古屋、岡山及び福岡各1回）で、「食品安全モニター会議」を合計10回開催した。

(6) ホームページや広報誌等を通じた情報提供

委員会は、食品の安全性についての知識や理解を深めるため、広く国民に対

して、科学的知見に基づく情報の積極的な提供に努めている。

ホームページにおいて、BSE及びvCJD、鳥インフルエンザ、食中毒、トランス脂肪酸、こんにゃく入りゼリー、中国産食品のトピックや「トランス脂肪酸」や「加工食品中のアクリルアミド」のファクトシートを掲載するなど、分かりやすい情報発信に努めた。委員会が収集した食品の安全性に関する国際機関、国内外の政府機関等の情報については、「食品安全総合情報システム」を通じホームページからも情報を公開している。

電子メールを用いた配信サービス（いわゆるメールマガジン）においては、委員会等の結果概要や委員会ホームページ新着情報等を、原則毎週金曜日に、約5,800名の会員に対し配信した。

季刊誌「食品安全」については、7月、10月、12月、平成20年3月に発行し、「米国・カナダ以外からの輸入牛肉等の食品健康影響評価」等について掲載し、さらに委員会のパンフレットを更新した。

また、食品の安全性に関する情報を国民に正確に周知する上で、報道の果たす役割が大きいことから、マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談を定期的の実施するとともに、プレスリリースについて電子メールによる配信を行った。

このほか、政府広報を活用して10月に、テレビ番組で委員会の役割を紹介するとともに、ラジオ番組による食の安全ダイヤルの広報や新聞とラジオ番組による平成20年度のモニター募集を実施した。

食の安全に関する問い合わせ、情報及び意見等を受け付ける窓口として設置した「食の安全ダイヤル」に対しては、電話やメールにより、一般消費者を始め、食品関連事業者、学校関係者、行政担当者等から幅広い問い合わせがあった。平成19年度の受付件数は971件（1か月当たり平均受付件数は約81件）であり、具体的には、トランス脂肪酸や大豆イソフラボンを含む食品の安全性に関するものや、BSEやノロウイルスに関する問い合わせなどが多かった。また、中国で製造された冷凍餃子への農薬の混入事件を受けて、輸入食品の安全性に関する問い合わせも多かった。

国民の関心が高いと考えられるものや多く寄せられた質問等については、毎月、Q&Aを作成してホームページに掲載することにより、国民への情報の提供に努めている。

(7) リスクコミュニケーション担当者会議の開催

平成19年度においては関係府省リスクコミュニケーション担当者会議を24回開催し、委員会及びリスク管理機関が開催する意見交換会の開催時期、テーマ、具体的内容、方向性等リスクコミュニケーションに関する計画について必要な調整を行った。

(8) 食育の推進への貢献

ホームページ、パンフレット、リーフレット、季刊誌等を通じ、食品の安全性に関する情報提供を行うとともに、意見交換会を29回開催した。

6月9・10日に福井県で開催された第2回食育推進全国大会において、ブース出展し、リスク分析の手法や委員会の役割についてのパネル展示やパンフレット類の配布を行うとともに、「食の安全を理解する上での食育の役割」をテーマとした意見交換会などを実施した。

8月の22・23日に夏休みを利用し、食の安全について理解を深めてもらうため、小学生等を対象とした「ジュニア食品安全委員会」を開催し、意見交換やクイズ大会を行った。

子供を対象にリスク分析の考え方を分かりやすく説明した食育にも資する冊子を平成20年3月に約2万冊作成し、地方公共団体の食育担当部局、消費者団体、公立図書館及び関係府省等に配布し、食品安全の理解の促進に努めていく。

4) 緊急事態等への対応体制の強化

(1) 緊急時対応訓練の実施

8月9日の第202回委員会会合において、平成19年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画を決定した。委員会内の認識の共有、緊急時対応マニュアルの実効性の向上、効果的な広報技術の向上を重点課題とし、以下のとおり合計2回の緊急時対応訓練を実施した。

①第1回（12月3日）

リスク管理機関と合同で委員会が対応すべき緊急事態についての展開イメージの共有を図るための、机上シミュレーション訓練（実際に体を動かすものではなく、机上で、設定に沿ってイメージ力をふくらませ、対応等の議論を行う訓練）を実施した。

②第2回（平成20年3月11日）

効果的な広報技術の習得を目的とし、野村委員を講師として「情報提供に関するレクチャー（マスコミについて）」を実施した*。

※ 第2回訓練の実動訓練（設定に沿った情報や状況に基づき、訓練参加者が実際の緊急時対応を模擬する訓練）については、食品による薬物中毒事案の発生を受け中止した。

(2) 緊急時対応体制の強化方策の検討

緊急時対応専門調査会において、平成19年度緊急時対応訓練及び食品による薬物中毒事案を中心とした食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針に基づく対応について検証が行われた。その結果、継続的な訓練を実施し、

緊急時対応体制の強化を図る必要性が指摘されるとともに、緊急時における事務局内及び専門委員等との情報共有体制の整備、情報提供における関係機関との連携体制の強化、問合せに対する体制整備等の必要性が指摘された。これらの指摘を受け、必要に応じ要綱等の再点検を行っていくこととした。

また、平成18年度の緊急時対応訓練の結果についての検証を踏まえ、事務局内における事務作業手順書として、「食品安全委員会事務局内緊急時対応事務処理要領」及び「食品安全委員会緊急時対応訓練実施手順書」を作成した。

(3) 中国産冷凍ギョウザ問題への対応

平成20年1月30日に厚生労働省からの第1報を受け、直ちに、ホームページ等により、事案発生について注意喚起するとともに原因とされる物質についての概要など、科学的知見等の情報提供を開始した。

また、食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ（1月31日）等に基づき、「被害拡大の防止」、「原因究明」及び「再発防止策の検討」について関係機関と連携を取りつつ、食の安全ダイヤルへの問い合わせや食品安全モニターから寄せられた意見等の情報を関係機関と共有するほか、原因物質とされるメタミドホスについてのリスク評価等を行った。

5) 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

(1) 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供

収集した食品安全に関する海外情報、委員会が行った調査の結果や会議資料等について、詳細な条件検索ができるように整理し、「食品安全総合情報システム」により、個人情報や知的財産権の保護に配慮しつつ、広く国民に提供した。

また、収集した情報を整理・分析して、自ら評価案件の検討に活用するとともに、国民にわかりやすく正確な情報提供を行うため、ファクトシート等を作成して提供した。

(2) 国際会議等への参加

平成19年度においては、コーデックス委員会（C o d e x）各部会、経済協力開発機構（O E C D）タスク・フォース会合、その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し（23回）、必要に応じ、委員会に報告にするなど、情報の共有を図った。（資料11）。

また、海外の研究者を招聘し、食品安全に係る意見交換会等を実施した（資料12）。さらに委員会の英語版ホームページにおいては「リスク評価の審議状況」や「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」等を掲載した。

6) 食品の安全性の確保に関する調査

リスク評価等の事務を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータ収集・整理・解析等を行う調査として、平成19年度においては、以下の15課題を調査課題として選定した。

調査課題の選定及び総合評価方式（入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価する方式）の技術提案の審査は、食品安全確保総合調査選定会議において行った。

また、選定した調査課題については、調査概要、調査実施機関、契約金額等を委員会ホームページで公開した。

- ① 食品に含まれるフランに関する安全性評価に資する情報収集調査
- ② 食品に含まれるクロロプロパノール類に関する安全性評価に資する情報収集調査
- ③ 食品安全に関する緊急時対応訓練の効果的な実施に関する調査
- ④ 食品添加物リスク評価ガイドラインを構築するための基礎的調査
- ⑤ 畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査
- ⑥ 「平成19年度評価依頼計画物質」に掲載された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に関する文献調査
- ⑦ 食品健康影響評価等の啓発に関する調査〈食品添加物篇〉
- ⑧ 食中毒原因微生物の食品健康影響評価に関する調査
- ⑨ リスクコミュニケーションの評価手法等に関する調査
- ⑩ マスメディア報道の分析に基づく情報発信の手法に関する調査
- ⑪ 地域におけるリスクコミュニケーションに関する調査
- ⑫ 無機鉛の食品健康影響評価に関する調査
- ⑬ 鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価に関する調査
- ⑭ 食品安全総合情報システムの機能強化及び利便性向上に必要な条件に関する調査
- ⑮ 我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価に関する調査

3 平成19年度における食品安全委員会の運営状況の総括

委員会は平成19年度食品安全委員会運営計画に基づき事業を推進し、その実施状況については、企画専門調査会において11月27日に中間報告するとともに平成20年6月18日にはフォローアップを行い、その結果について委員会会合に報告し、平成20年度事業に向けた課題の整理等を行った。

これらのフォローアップ等を通じて、平成19年度における委員会の運営状況を総括すると、平成19年度運営計画に定められた事業については、重点事項を中心に概

ね計画どおりに進めることができた。

食品健康影響評価については、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度導入に伴う評価要請案件の増大に対応するため、平成19年4月に事務局体制を強化したこと等により、平成19年度中にリスク管理機関から全部で248案件（農薬以外も含む）の評価要請があったのに対し、平成18年度までに評価要請があったものを含めて201案件について、専門調査会及び委員会における調査審議の上、リスク管理機関に評価結果を通知した。平成18年度の評価結果の通知は、全部で113案件であったことから、平成19年度においてはかなり効率的かつ効果的な評価を実施することができた。なお、リスク管理機関からの評価要請件数は今後とも増加傾向にあることから、平成20年度に向けて更に効率的かつ効果的な評価を推進していく必要がある。

リスクコミュニケーションについては、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の選定及びその評価に関連して、「我が国に輸入される牛肉等」、「食中毒原因微生物」及び「食品中の鉛」について意見交換会を実施したほか、厚生労働省及び農林水産省との協力による「我が国における牛海綿状脳症（BSE）の国内対策を考える」をテーマとした意見交換会、農薬や放射線照射食品に関する意見交換会など、幅広いテーマで計29回にのぼる意見交換会を実施した。また、平成19年度に食の安全を理解する上での食育の役割を踏まえ、楽しみながら食の安全について理解を深めてもらうことを目的として初めて実施した「ジュニア食品安全委員会」は、参加した小学生等から好評を博したが、今後ともさらに充実を図っていく必要がある。さらに、平成19年度においては、地域におけるリスクコミュニケーションを推進するために、「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」に加え、新たに「リスクコミュニケーター（ファシリテーター）育成講座」を開催するなど、平成18年11月に取りまとめた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」に即して事業展開を行うことができた。委員会としては、このリスクコミュニケーター（ファシリテーター）育成講座受講者が、地域での活動をより一層活発に行えるようその支援に努めていくこととしている。このような取組に加えて、地域におけるリスクコミュニケーションをより一層効果的・効率的に実施するためには、食品安全に係る科学的知見に関する情報を分かりやすく提供できる能力を有する者の育成が必要である。このことから、平成20年度においては前年度の内容に加えて「科学的知見に関する情報を分かりやすく説明できるリスクコミュニケーター（インタープリター）の育成を目的とした講座」を開催することとしている。

このほか、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視、食品健康影響評価技術研究、食品安全モニター事業、ホームページや広報誌等を通じた情報提供、緊急時対応訓練等、食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用、食品の安全性の確保に関する調査なども運営計画に基づき着実に推進した。

なお、中国産冷凍ギョウザ問題に対しては、平成20年1月31日に開催された食

品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せに基づき、「被害拡大の防止」、「原因の究明」及び「再発防止策の検討」について関係機関と連携をとりながら対応した。

以上の平成19年度の事業実績を踏まえ、平成20年度においては、7月に発足5周年を迎える委員会のこれまでの活動全般について点検を行い、各事業において必要な見直しや改善等を進めるとともに、国内外の食品安全に関わる関係者との交流を深め、広く国民に委員会の取組等について周知を図ることなどを目的に5周年記念事業を行うこととしている。

また、平成20年度食品安全委員会運営計画においては、

- ① 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入など評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うなど審議体制の強化を行うとともに、リスク管理機関と更に連携を密にし、審議の進め方の改善を行う。併せて、調査審議の透明性と円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドラインの作成を進める。
- ② 食品健康影響評価技術研究については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、研究課題の公募を行うとともに、中間評価及び事後評価を適切に実施することにより、食品健康影響評価技術の向上を図る。
- ③ リスクコミュニケーションについては、より一層の参加型の運営を目指すとともに、参加者の理解度をより一層高めることができるよう、効果的効率的な意見交換会の開催に努める。また、地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うため、「地域の指導者育成講座」及び「リスクコミュニケーター育成講座」の充実を図るとともに、食品安全モニター事業との連携を推進する。
- ④ 食品安全に関する広報については、ホームページ、メールマガジン、季刊誌の発行等に加えて、マスメディアを通じて、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。特に、マスメディア関係者が食品安全に関する理解を深めるための取組を推進するとともに、ホームページの改善を進める。
- ⑤ 食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析に努めるとともに、平成21年度からの次期食品安全総合情報システムの構築に向けて準備を進める。また、緊急事態等を想定した訓練の実施により、緊急事態等への対処体制を強化する。
- ⑥ 食品健康影響評価における国際協調を推進するため、EFSA等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進するとともに、食品健康影響評価結果の英訳を進め海外に広く発信する。

を重点事項として定め、我が国における食品の安全性の確保を図るため、委員会に求められる役割と責任を十分に果たすよう努めていくこととしている。

資料1 食品健康影響評価の審議状況
(平成20年3月31日現在)

区分	要請件数		合計	評価終了		意見募集中	審議中
	うち 19年度分	自ら評価		うち 19年度分			
添加物	83	5	83	67	22	1	15
農薬	412	165	412	154	103	8	250
うちポジティブリスト関係	160	88	160	48	42	4	108
うち清涼飲料水	93	0	93	9	7	0	84
動物用医薬品	269	50	269	165	51	6	98
うちポジティブリスト関係	78	11	78	23	17	2	53
化学物質・汚染物質	51	0	51	11	0	7	33
うち清涼飲料水	48	0	48	9	0	7	32
器具・容器包装	4	0	4	4	0	0	0
微生物・ウイルス	3	0	4	3	0	0	1
プリオン	11	0	13	11	1	0	2
かび毒・自然毒等	3	0	3	3	0	0	0
遺伝子組換え食品等	69	17	69	60	19	0	9
新開発食品	66	5	66	54	4	0	12
肥料・飼料等	28	6	28	19	1	0	9
うちポジティブリスト関係	7	2	7	2	1	0	5
動薬・肥飼料・微生物合同	2	0	2	1	0	0	1
新開発・添加物合同	1	0	1	0	0	0	1
合計	1002	248	1005	552	201	22	431

(注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

3 意見募集中欄には、意見募集を締め切った後に検討中のものも含む。

資料2 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況
(平成20年3月31日現在)

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの
(平成15年度)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質32物質及び農薬84物質)
15/ 7/ 3	厚	食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保 ※
15/11/12	農	豚由来たん白質等の飼料利用に係る飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和第28年法律第35号)第3条第1項に規定する飼料の基準・規格の改正について
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

(平成16年度)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
16/ 5/28	厚	特定保健用食品 ガルシニア1000、ヘルシーゼリー(オレンジ味)、ガルシニアゼリー(マスカット味)、ガルシニアゼリー(アップル&キャロット味)
16/ 7/ 2	農	蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること ※
16/10/29	農	動物用医薬品 ・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)、・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)、・アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)、塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸シフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散25%)、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)(耐性菌関連)
16/12/3	農	動物用医薬品 ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤(みつばち用アピテン)
16/12/16	-	微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること ◎
16/12/24	厚	農薬 スピノサド
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/28	厚	添加物 リン酸一水素マグネシウム

注1:◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

注2:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)
(平成17年度)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
17/4/11	厚農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/7/26	厚	農薬 ルフェスロン
17/8/5	厚農	動物用医薬品 ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤(マイブラビン注100)、ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))、スルファメキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラール液)、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、ケイ酸マグネシウム
17/8/25	厚	農薬 1-メチルシクロプロペン
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム、ドラメクチン、ホスホマイシンナトリウム、スルファメキサゾール、トリメトプリム、セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※
17/10/24	厚	農薬 プロパモカルブ塩酸塩
17/11/8	厚	農薬 ミルベメクチン
17/12/19	厚	動物用医薬品 スピノサド
18/1/26	厚	パパイアリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統
18/2/13	厚	新開発食品 キリン細胞壁破砕アガリクス顆粒
18/2/13	厚	新開発食品 仙生露顆粒ゴールド※、アガリクスK2ABPC顆粒※
18/2/28	厚	農薬 メタフルミゾン

注: ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)
(平成18年度)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
18/4/24	農	動薬 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散)、塩酸クレンブテロールを有効成分とする牛の注射剤(プラニパート)
18/4/24	厚	特定保健用食品 ユトリアウォーター
18/5/9	厚	農薬 ホルベット
18/5/22	厚	添加物 サッカリンカルシウム、
18/5/22	厚	農薬 ペントキサゾン、ヨウ化メチル
18/7/18	厚	農薬 (アゾキシストロビン、ジコホール、プロパモカルブ、ホルベット、ミルベメクチン、ルフェヌロン、スピノサド) ☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 (アンピシリン、イベルメクチン、オルビフロキサシン、スルファメトキサゾール、セファピリン、トリメプリム、ホスホマイシン、ミロサマイシン、メロキシカム、スピノサド) ☆
18/8/29	厚	添加物 ウッドロジングリセリンエステル
18/9/4	厚	農薬 イミシアホス、フルアジナム☆
18/9/4	厚	動物用医薬品/飼料添加物 タイロシン ☆
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆、クレンブテロール☆
18/11/6	厚 農	動薬 リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同10%、同20%)、
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆、ラクトフェン☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆、セフキノム☆、ドキシサイクリン☆、バルネムリン☆、リンコマイシン☆、
19/1/15	厚 農	動物用医薬品 塩酸クレンブテロールを有効成分とする馬の経口投与剤(ベンチプルミン-シロップ)☆、
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ジクロルミド☆、ゾキサミド☆、ピノキサデン☆、フルフェンピルエチル☆、プロボキシカルバゾン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾン☆、ラフォキサニド☆
19/2/6	厚	添加物 乳酸カリウム、ステアロイル乳酸ナトリウム
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆、メチオカルブ☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、エリスロマイシン☆、カルプロフェン☆、クロルマジノン☆、スルフイゾゾール☆、セファレキシム☆、レバミゾール☆
19/ 3/ 6	厚	農薬 レピメクチン、プロパルギット<一部>☆、アラクロール☆、エトフメセート☆、オキサジクロメホン☆、カルボキシム☆、キサロホップエチル☆、クロメプロップ☆、チジアズロン☆、トリチコナゾール☆、ハロスルフロメチル☆、フルアクリピリム☆、ヘキサジン☆、フルアジナム
19/3/6	厚	動物用医薬品/飼料添加物 ナラシン☆、モネンシン☆
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、クラブラン酸☆、ケトプロフェン☆、ジシクラニル☆、ピペラジン☆、メベンダゾール☆
19/3/22	厚	添加物 ソルビン酸カルシウム 1
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆、イミドカルブ☆、クロルスロン☆、スルファジメキシム☆、スルファモノメキシム☆ 5

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)
(平成19年度)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
19/4/10	厚	農薬 メソトリオン<一部☆>、イソキサフルトール☆、アジムスルフロン☆、	4
19/4/10	厚	農薬/動物用医薬品 アバメクチン☆	2
19/4/23	厚	特定保健用食品 麦の葉うまれの食物繊維	1
19/5/22	厚	農薬 フルセトスルフロン、メタラキシル及びメフェノキサム<一部☆>、	4
19/5/22	厚	動物用医薬品フェノキシメチルペニシリン☆、ベダプロフェン☆、リファキシミン☆	3
19/6/5	厚	農薬 トリフロキシストロビン<一部☆>、イマザピックアンモニウム塩☆、イマザメタベンズメチルエステル☆、トリルフルアニド☆、フルメツラム☆、メソスルフロンメチル☆、メフェンピルジエチル☆、クロフェンセツ☆、ジクロスラム☆、スルフェントラゾン☆、チアゾピル☆、プロファミ☆ 13	
19/6/26	厚	農薬 フルジオキソニル☆、フェンアミド☆、キャプタン☆、トリネキサパックエチル☆	4
19/7/13	厚	農薬 アセキノシル<一部☆>、グルホシネート<一部☆>	4
19/7/13	厚	動薬 オキシベンダゾール☆、カラゾロール☆	2
19/7/19	厚	特定保健用食品 ヘルシアコーヒー 無糖ブラック、ヘルシアコーヒー マイルドミルク	2
19/8/2	厚	添加物 プロテイングルタミナーゼ、5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	2
19/8/6	厚	農薬 ピリプチカルブ、キザロホップエチル、エトベンザニド、マンジプロパミド、1-ナフトレン酢酸<一部☆>、ジチアノン<一部☆>、フルシラゾール<一部☆>	11
19/8/20	厚 農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズDP-356043-5	2
19/8/21	厚	農薬 プロスルホカルブ、アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆、プロロフェジン<一部☆>	5
19/8/28	厚	農薬 ピラスルホトール	1
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリン☆	1
19/9/13	厚	農薬 ペンシクロン<一部☆>	2
19/9/25	厚	農薬 プレチラクロール	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	1
19/10/12	厚	農薬 モリネート<一部☆>、ブタクロール	3
19/10/30	厚	農薬 ピリミスルファン、シヘキサチン、アミトロール<一部☆>、ジメタメトリン<一部☆>、アゾシクロチン及びシヘキサチン☆	7
19/11/12	厚	農薬 ピリミノバックメチル	1
19/11/27	厚	農薬 フェンアミド☆、ピロキロン<一部☆>	3
19/12/4	厚	農薬 パクロブトラゾール<一部☆>	2
19/12/10	厚	遺伝子組換え食品等 耐熱性α-アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統	1
19/12/10	農	遺伝子組換え飼料 耐熱性α-アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)
(平成19年度)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
19/12/18	厚	農薬 ピリフルキナゾン、イプロベンホス<一部☆>、アセトクロール☆、オキシフルオルフェン☆、ピコリナフェン☆、フルフェナセト☆、プリムスルフロメチル☆、クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆ 10	
20/1/11	厚	農薬 オリサストロビン、ジクロシメト、テフリトリオン、オキサジアゾン<一部☆> 5	
20/1/11	農	動薬 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)、ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤(マリンバンテル) 2	
20/1/29	厚	遺伝子組換え食品等 Streptomyces violaceoruber (pNAG) 株を利用して生産されたキチナーゼ、WSH株を利用して生産されたL-セリン 2	
20/2/4	厚	特定保健用食品 ポリフェノール茶 1	
20/2/5	厚	農薬 EPN、フェノキサニル、フェントラザミド、フェリムゾン<一部☆> 5	
20/2/8	厚	添加物 2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジン 3	
20/2/8	農	飼料添加物関連 アスタキサンチン、カンタキサンチン、dl-α-トコフェロールの製剤の賦形物質とするリグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム 1	
20/2/12	厚	農薬 フェンブコナゾール、フロニカミド、アセタミプリド☆、 3	
20/2/12	厚	動薬 dl-クロプロステノール 1	
20/2/12	厚・農	動薬 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー) 2	
20/2/26	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統 1	
20/2/26	農	遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統 1	
20/3/3	厚	農薬 カズサホス、スピネトラム、1, 3-ジクロロプロペン<一部☆>、シクラニリド☆、トリフルスルフロメチル☆ 6	
20/3/11	厚	農薬 アシフルオルフェン☆、アミノエトキシビニルグリシン☆、クロルエトキシホス☆、酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、プロディファコウム☆、ベノキサコール☆、ベンダイオカルブ☆ 11	
20/3/11	厚	動薬/飼料添加物 オラキンドックス☆ 2	
20/3/11	厚	動薬 エプリノメクチン☆ 1	
20/3/11	厚・農	動薬 豚オーエスキー病 (g I - , t k -) 生ワクチン(ポーシリス Begonia IDAL・10、ポーシリス Begonia IDAL・50)、オメブラゾールを有効成分とする馬の経口投与剤(ガストロガード)、トルトラズリルを有効成分とする牛び豚の強制経口投与剤(牛用バイコックス、豚用バイコックス)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(ノビリス MG 6/85)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(“京都微研、ポールセーバーMG)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン(MG 生ワクチン(NBI))、トリレオウイルス感染症生ワクチン(ノビリス Reo 1133) 14	
20/3/25	厚	農薬 クロラントラニプロール、TCMTB☆、イプロバリカルブ☆、エタルフルラリン☆、塩酸ホルメタネート☆、クロランスラムメチル☆、シフルフェナミド☆、スルホスルフロニル☆、ノルフルラジン☆、ピメトロジン☆、ピリデート☆、ブタミホス☆、フ化スルフルル☆、ペンスルフロニメチル☆、ベンフルラリン☆、マイクロブタニル☆、メプロニル☆ 17	
20/3/25	厚	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(動薬/飼料添加物) アスכולピン酸 2	
20/3/25	農	飼料添加物 L-アスכולピン酸ナトリウム 1	
20/3/25	厚・農	飼料添加物 タウリン 2	

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
20/1/31 ~ 2/29	農薬/動物用医薬品 オキシリニック酸<一部☆>★	3
20/2/7 ~ 3/7	動薬 ベンゾカイン☆、鶏のサルモネラ症(サルモネラ・エンテリテイデイス・サルモネラ・ティフィムリウム)(アジュバント加)不活化ワクチン(“京都微研”ポールセーバーSE/ST)★ 3	
20/2/14~ 3/14	清涼飲料水関連 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、メチルtertブチルエーテル、ホルムアルデヒド、亜塩素酸、二酸化塩素、銅★ 7	
20/2/21~ 3/21	添加物 バレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド ★	2
20/2/28~ 3/28	農薬 インドキサカルブ<一部☆>、チアメキサム<一部☆>★	4
20/3/6 ~ 4/4	農薬 メタミドホス☆	1
20/3/6 ~ 4/4	動薬 豚サーコウイルス(2型)感染症不活化ワクチン(油性アジュバント加懸濁用液)(サーコバック) 2	
20/3/13 ~4/11	添加物 亜塩素酸水	1
20/3/13 ~4/11	農薬 ベンフレセート	1
20/3/13 ~4/11	動薬 フルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤(フォーベット50注射液) 1	
20/3/27~4/25	動薬 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)	1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの
(平成15年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
15/7/24	厚	添加物 メチルヘスペリジン、コウジ酸
	厚	動物用医薬品 サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン、ダノフロキサシン
	厚	かび毒 パツリン
15/7/31	厚	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
15/8/28	厚	添加物 アセスルファミウム
	厚	動物用医薬品 カルバドックス
15/9/4	厚	サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ)を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
15/9/11	厚	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保 ※
	厚	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコナマヨネーズタイプ
15/9/18	厚	農薬 EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テブラロキシジム、トリネキサバックエチル、ファミキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド
15/9/25	農	添加物 L-アスコルビン酸2-グルコシド、亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、タール色素
15/11/14	農	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること ※
15/11/21	農	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正
15/12/25	厚	農薬 ノバルロン
16/1/15	厚	農薬 ビリダリル
	厚 農	動物用医薬品 イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(ノックベイト)
	厚	疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し
	農	BSE発生国からの牛受精卵の輸入 ※
16/2/5	厚	特定保健用食品 プレティオ、マインズ<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク、健康博士 ギャバ
16/2/12	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ1507系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種、MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシMON863系統を掛け合わせた品種
16/2/26	厚 農	動物用医薬品 牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン、ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
16/3/11	厚	特定保健用食品 LC1ヨーグルト、グリコ ヨーグルトGCL1001
16/3/11	厚 農	飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン
16/3/18	農	肥料 焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料
16/3/25	厚 農	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性 ※
16/3/25	厚	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装 ※

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)
(平成16年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
16/4/8	厚	特定保健用食品 ビュアセレクトサラリア、リセッタ 健康ソフト、オリゴメイトS-HP
16/4/22	厚農	動物用医薬品 ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤
16/4/22	厚	特定保健用食品 チチヤス低糖ヨーグルト、クエーカーオートミール、ブレンディ コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入り ミックスコーヒー、リボスルー
16/5/20	厚	農薬 ボスカリド
16/5/27	厚	添加物 グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅
16/5/27	厚	添加物 イソブタノール
16/5/27	厚	添加物 2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン、2,3,5,6-テトラメチルピラジン
16/6/10	厚	特定保健用食品 ヘルシープラス 野菜MIXゼリー、毎日海菜 海苔ペプチド、キュービーコントロール
16/6/10	厚	遺伝子組換え食品等 LL Cotton25(除草剤耐性わた)
16/6/17	厚農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン、豚ボルデテラ感染症精製(アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・豚パストレラ症混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/6/17	厚	シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品 ※
16/6/24	厚	飼料 豚由来たん白質等の飼料への利用について ※
16/6/24	厚	特定保健用食品 キシリリッシュプラスエフ ナチュラルミント
16/7/2	厚	添加物 アカネ色素
16/7/8	厚農	動物用医薬品 牛用インターフェロンアルファ経口投与剤
16/7/22	厚	農薬 エチプロール
16/7/29	厚	添加物 ステアリン酸カルシウム
16/7/29	厚農	動物用医薬品 プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤
16/9/2	厚	化学分解法(ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート(BHET)に分解して再重合する方法)により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装 ※
16/9/2	厚農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン、鶏サルモネラ症(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/9/9	厚	添加物 プロパノール
16/9/9	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統
16/9/9	厚	遺伝子組換え食品等 鞘翅目(コウチュウ目)害虫抵抗性トウモロコシMON863系統と鱗翅目(チョウ目)害虫抵抗性トウモロコシMON810系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種
16/9/9	厚農	日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について ◎
16/9/16	厚	特定保健用食品 健康道場 おいしい青汁、ゴマペプ茶

注1:◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

注2:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)
(平成16年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
16/10/7	厚	農薬 トルフェンピラド
16/10/14	厚	特定保健用食品 ヒアロモイスチャーS、タケダ健茶園TACC茶
16/10/21	農	肥料 鉱さいりん酸肥料、腐植酸りん肥
16/11/4	厚	農薬 シアゾファミド
16/11/4	厚	動物用医薬品 塩酸ラクトバミン
16/11/18	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム
16/11/18	厚	特定保健用食品 DHA入りサーラソーセージ
16/11/18	厚	特定保健用食品 キュービー 骨育 カルシウム&ビタミンK2
16/12/2	厚 農	動物用医薬品 豚ボルデテラ感染症・豚パストツレラ症・豚丹毒混合(アジュバント加)不活化ワクチン、ぶりビプリオ病不活化ワクチン、ひらめβ溶血性レンサ球菌不活化ワクチン
16/12/2	厚	遺伝子組換え食品等 PLA2(ホスホリパーゼA2)
16/12/9	厚	添加物 イソプロパノール
16/12/9	厚	添加物 亜酸化窒素
16/12/9	厚 農	動物用医薬品 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノビリス 1A inac、AI(H5N2亜型)不活化ワクチン(NBI)、レイヤーミューンAIV)、孵化を目的としたニシン目魚類のプロノボールを有効成分とする魚卵用消毒剤
16/12/16	厚	農薬 フェンアミドン
17/1/6	厚	農薬 ビフェナゼート
17/1/6	農	動物用医薬品 ・「ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ND・IB生ワクチン「NP」)、・「ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン(“京都微研”ニワトリ5種混合オイルワクチンC)」、・豚ボルデテラ感染症・豚パストツレラ症混合(アジュバント加)不活化ワクチン(インゲルバックAR4)、・パストツレラ・ムルトシダ(アジュバント加)トキソイド(豚パストツレラトキソイド“化血研”)、・鶏コクシジウム感染症(アセルプリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM))、・前薬性卵胞刺激ホルモン(FSH)を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤(アントリンR・10)、 ・ウラジログアシエキスを有効成分とする牛の尿路結石治療剤(ウロストン2品目)、 ・プロゲステロンを有効成分とする牛の発情周期同調及び繁殖障害治療用膈内挿入剤(イージーブリード)
17/1/27	厚	農薬 クロチアニジン
17/1/27	厚	特定保健用食品 プリトロール
17/1/27	農	動物用医薬品 ・牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(日生研牛呼吸器病4種混合生ワクチン) 、・牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン(日生研BEF・IK混合不活化ワクチン、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン“化血研”及び“京都微研、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン)、・鶏伝染性気管支炎生ワクチン(IB TM生ワクチン“化血研”)
17/2/3	厚	器具及び容器包装に係る規格基準及び洗浄剤に係る規格基準の改正
17/2/17	厚	農薬 プロヒドロジヤスモン
17/3/3	厚	特定保健用食品 松谷のおそば、黒烏龍茶
17/3/10	厚	動物用医薬品 ビルリマイシン
17/3/17	厚	添加物 イソアミルアルコール、2,3,5-トリメチルピラジン、アミルアルコール
17/3/17	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統、除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ15985系統を掛け合わせた品種
17/3/31	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ101系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ163系統

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)
(平成17年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/4/28	厚	特定保健用食品 自然のちから サンバナバ、ブレンディスタイリア低糖タイプ、食物せんいのおいしい水
17/4/28	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ101系統とラウンドアップ・レディー・アルファルファJ163系統を掛け合わせた品種
17/5/6	厚	添加物 ナタマイシン
17/5/6	環	土壌残留に係る農薬登録保留基準の見直し
17/5/6	厚 農	我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価について ※
17/5/12	厚	特定保健用食品 ラクトールガムストロングミント、ラクトールガムマイルドミント、アミールS健康野菜100
17/5/19	農	動物用医薬品 ・リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体(リン酸チルミコシン20%(原液))及び豚の飼料添加剤(動物用プルモチルプレミックス-20、同-50、同-100)
17/5/19	厚 農	鶏の産卵低下症候群-1976(油性アジュバント加)不活化ワクチン(オイルボックス EDS-76、EDS-76 オイルワクチン-C及び日生研EDS不活化オイルワクチン)
17/5/19	厚	微生物 調製粉乳のセレウス菌規格基準
17/5/26	厚	ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
17/6/9	厚 農	動物用医薬品 豚ホルデテラ感染症不活化・パツラ・ムルシタキソイト混合(油性アジュバント加)ワクチン(日生研ARBP不活化ワクチンME)
17/6/16	厚	農薬 ジノテフラン
17/6/30	厚	農薬 カズサホス
17/7/7	厚	特定保健用食品 リメイクコレステブロッグ粒
17/7/14	農	動物用医薬品 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸ジフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶液25%) *
17/7/21	厚	添加物 アセトアルデヒド
17/7/28	厚	農薬 ピリダリル
17/7/28	農	1000℃以上で焼却処理された肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用すること※
17/8/4	厚	魚介類等に含まれるメチル水銀※
17/8/4	厚 農	・動物用医薬品 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス)混合生ワクチン(パラコックス-5)
17/8/5	厚	構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づき実施された第5次提案募集において佐賀県及び佐賀県嬉野町が提案した方法により養殖されるトラフグの肝
17/8/18	厚	添加物 2-エチル-3-メチルピラジン、5-メチルキノキサリン
17/8/18	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ281系統、ワタ3006系統
17/8/18	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グルホシネート耐性ワタLLCotton25、除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統
17/8/25	厚	動物用医薬品 塩酸ジフロキサシン
17/9/22	厚	添加物 ブタノール

注1: *印は耐性菌に関する評価を除く。

注2: ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)
(平成17年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/9/22	厚	農薬 ビラクトストロビン
17/9/22	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ101系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファJ163系統
17/9/22	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ281系統とワタ3006系統を掛け合わせた品種
17/10/6	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統
17/10/13	厚	遺伝子組換え食品等 α-アミラーゼ LE399
17/10/20	厚 農	マイコプラズマ・シロピエ凍結生ワクチン(MS生ワクチン(NBI))
17/10/27	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統を掛け合わせた品種
17/11/2	農	肥料 けい酸加里肥料、熔(よう)けい酸加里肥料
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)＊
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 豚流行性下痢生ワクチン(日生研PED生ワクチン)
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 塩化リゾチームを有効成分とするまだいの飼料添加剤(水産用ポトチーム)
17/11/24	厚	動物用医薬品 マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーン
17/12/1	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7とトウモロコシ1507系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統を掛け合わせた品種
17/12/8	厚	農薬 オリサストロビン
17/12/8	厚 農	・現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について ※ ・現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について ※
17/12/15	厚	遺伝子組換え食品等 L-アルギニン、ワタ281系統とワタ3006系統とラウンドアップ・レディー・ワタ1445系統を掛け合わせた品種
17/12/15	農	遺伝子組換え飼料 ワタ281、ワタ3006、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017
17/12/22	農	チルミコシンを有効成分とする製剤原料(チルミコシン)、牛の注射剤(ミコチル300注射液)
18/1/19	厚	農薬 フロニカミド
18/1/26	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ281系統とワタ3006系統と除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統を掛け合わせた品種
18/3/2	厚	特定保健用食品 燕龍茶レベルケア
18/3/9	厚	動物用医薬品 ツラスロマイシン
18/3/9	厚 農	動物用医薬品 鶏大腸菌症不活化ワクチン(“京都微研”ポールセーバーEC)
18/3/30	厚	添加物 アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム

注：＊印は耐性菌に関する評価を除く。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)
(平成18年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
18/4/27	厚	農薬 メコナゾール
18/4/27	厚	小麦粉を主たる原材料とする冷凍パン生地様食品
18/5/11	厚	農薬 シアゾファミド
18/5/11	厚	特定保健用食品 オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン、イソフラボンみそ、大豆イソフラボン40
18/5/18	厚 農	動物用医薬品 エンロフロキサシン *
18/5/18	厚 農	動物用医薬品 エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤
18/5/18	厚	遺伝子組換え食品等 L-グルタミン
18/6/8	厚 農	動物用医薬品 ドラメクチンを有効成分とする製造用原体(ドラメクチン)ならびに牛及び豚の注射剤(デクトマックス)
18/6/8	厚	特定保健用食品 ガイオ タガトース
18/6/15	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt10及び関する措置
18/6/22	厚 農	動薬 d-クロプロステノールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ダルマジン)
18/6/22	農	動物用医薬品 鶏マレック病凍結生ワクチン(ボールバックMDevi)
18/6/22	厚	新開発食品 ステイバランスRJ
18/7/20	農	動薬 イベルメクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤(アイボメットピカル)
18/7/27	厚	除草剤グルホシネート耐性ワタLLCotton25 系統及びチョウ目害虫抵抗性ワタ15985系統を掛け合わせた品種
28/8/10	厚	コエンザイムQ10 ※
18/8/24	厚	添加物 ヒドロキシプロピルメチルセルロース
18/8/31	厚 農	動物用医薬品 ウエストナイルウイルス感染症不活化ワクチン
18/9/21	厚	添加物 酢酸 α -トコフェロール(d体及びdl体に限る。)
18/9/21	農	薬剤耐性菌関係 モネンシン
18/10/12	厚	添加物 2-メチルブタノール
18/10/19	厚	添加物 ネオテーム
10/10/26	厚	農薬 ノバルロン <一部☆>
18/10/26	厚	農薬 フルベンジアミド
18/10/26	厚	農薬 ボスカリド <一部☆>
18/11/16	厚	農薬 ベンチアバリカルブイソプロピル
18/11/16	厚 農	動物用医薬品 鶏のトリニューモウイルス感染症生ワクチン(ノピリスTRT・1000)
18/11/16	厚 農	動物用医薬品 豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症不活化ワクチン(ポーシリスAPP、ポーシリスAPP「IV」)
18/11/16	厚 農	動物用医薬品 豚オーエスキー病生ワクチン(スパキシシ オーエスキー フォル テ、スパキシシ オーエスキー フォルテ ME)

注1: *印は耐性菌に関する評価を除く。

注2: ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

注3: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)
(平成18年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
18/11/30	厚 農	動物用医薬品 イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイバランゴールド) <一部☆>
18/11/30	厚 農	動物用医薬品イベルメクチン及びブラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイマックス) <一部☆>
18/11/30	厚 農	動物用医薬品 ブラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤(水産用ベネサル、ハダクリーン)
18/12/7	厚	添加物 インブタナール
18/12/7	厚	農薬 クロチアニジン <一部☆>
18/12/7	厚	農薬 ビフェナゼート <一部☆>
18/12/14	厚 農	動物用医薬品 フルニキシメグルミン<一部☆>
18/12/14	厚 農	動物用医薬品 ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤(プリオザイム)
18/12/21	厚	農薬 アンキシストロピン <一部☆>
18/12/21	厚	食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 鶏マレック病(マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(クリオマレック(RISPENS+HVT))
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 鶏マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(2価MD生ワクチン(HVT+SB-1))
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン(日生研TGE・PED混合生ワクチン、スイムジェンTGE/PED)
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 豚オーエスキー病不活化ワクチン(“京都微研“豚オーエスキー病不活化ワクチン)
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセル注)<一部☆>
19/1/18	厚	新開発食品 明治満足カルシウム
19/1/18	厚	新開発食品 カルシウム強化スキム

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)
(平成18年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
19/1/25	厚	添加物 次亜塩素酸水
19/1/25	厚	遺伝子組換え食品等 L-バリン
19/1/25	厚	遺伝子組換え食品等 L-ロイシン
19/2/15	厚	遺伝子組換え食品等 ジェランガム K3B646
19/2/22	厚	農薬 カズサホス
19/2/22	厚	新開発食品 キリン プナハリ茸
19/3/8	厚	器具・容器包装 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正(ポリエチレンテレフタレート追加)
19/3/15	厚	清涼飲料水9品目 ○四塩化炭素、○1,4-ジオキサン、○1,1-ジクロロエチレン、○シス-1,2-ジクロロエチレン、○トランス-1,2-ジクロロエチレン、○塩素酸、○ジクロロアセトニトリル、○抱水クロラル、○塩素(残留塩素)
19/3/15	厚	水道水(塩素酸)
19/3/15	厚 農	飼料添加物 グルコン酸カルシウム
19/3/15	厚 農	飼料添加物 ギ酸カルシウム
19/3/15	厚 農	飼料添加物 ニギ酸カリウム
19/3/22	厚	添加物 ブタナール
19/3/22	厚	農薬 クロルピリホス<一部☆>
19/3/22	厚 農	動物用医薬品 メロキシカムを主成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)
19/3/22	厚 農	動物用医薬品 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(鳥インフルエンザワクチン「北研」)
19/3/22	厚 農	動物用医薬品 豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病(イクテロヘモラジー・カニコラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・ブラティスラーバ・ポモナ)混合(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(ファローシユアプラスB)
19/3/29	厚	SPEZYME FRED™(α -アミラーゼ)
19/3/29	厚	遺伝子組換え食品等 高リシントウモロコシLY038系統

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)
(平成19年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
19/4/5	厚	農薬 ジメトモルフ <一部☆>	2
19/4/19	厚	農薬 シフルメトフェン	1
19/4/19	厚	農薬 フルフェノクスロン<一部☆>	2
19/4/26	厚	農薬 フェンブコナゾール<一部☆>	2
19/5/10	厚	特定保健用食品 毎日コツコツふりかけ	1
19/5/10	厚	動物用医薬品 トルトラズリル☆、ニトロフラン類☆	2
19/5/10	厚	農薬 ビフェントリン<一部☆>	2
19/5/17	厚	農薬/動薬 アミトラズ ☆	2
19/5/17	農	動薬 アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤(アピバール)	1
19/5/17	厚 農	動薬 トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)、豚丹毒(酢酸トコフェロールアジュバント加)不活化ワクチン(ポーシリスERY、ポーシリスERY「IV」)	4
19/5/17	厚 農	動薬 リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤(ミコラル経口液、経口用ミコラル)<一部☆>	2
19/5/24	厚	農薬 ジクロトホス☆、シニドンエチル☆	2
19/5/31	厚	農薬 ウニコナゾールP<一部☆>、トルフェンピラド<一部☆>	4
19/5/31	厚	動薬 カナマイシン☆、パロモマイシン☆、ベンジルペニシリン☆、エチプロストントロメタミン☆	4
19/5/31	農	動薬 エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤(プロスタベットC)及び豚の注射剤(プロスタベットS)	1
19/6/7	厚	添加物 ポリソルベート類	4
19/6/7	農	遺伝子組換え飼料 高リシントウモロコシLY038	1
19/6/14	厚	農薬 イミダクロプリド<一部☆>	2
19/6/21	厚	農薬 フェンヘキサミド<一部☆>	2
19/6/28	厚	農薬 スピロメシフェン<一部☆>	2
19/6/28	厚 農	動薬 マレック病・鶏痘混合生ワクチン(日生研イノボMD2価・FPワクチン)	2
19/7/5	厚	農薬 テブコナゾール<一部☆>	2
19/7/12	厚	遺伝子組換え食品 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ6275系統(食品)、プロテアーゼ	2
19/7/19	厚	農薬 メタアルデヒド<一部☆>	2
19/7/19	農	遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ6275系統(飼料)	1
19/7/26	厚	添加物 ケイ酸カルシウム	1
19/7/26	厚	農薬/動薬 ジノテフラン	2
19/7/26	農	動薬 ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(ブラッシュベイト、エコスピード)	1
19/8/2	厚	農薬 ビラクロニル、ピリプロキシフェン<一部☆>	4
19/8/2	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)
(平成19年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
19/8/2	厚	特定保健用食品 おなか納豆	1
19/8/9	厚	農薬 クミルロン<一部☆>、ペノキスラム<一部☆>	4
19/8/9	厚 農	動薬 マルボフロキサシン ☆、マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤(マルボシル2%、同10%) *	
19/8/9	農	遺伝子組換え飼料 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604	1
19/8/23	厚	添加物 L-アスコルビン酸カルシウム	1
19/8/23	厚	農薬 シメコナゾール<一部☆>、フルリドン☆	3
19/8/30	厚	農薬 キノキシフェン☆	1
19/8/30	厚 農	動薬 フロルフェニコール<一部☆>、フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフローール) *、フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液) *	3
19/9/6	厚	農薬 ニトラピリン☆、シアゾファミド、ノバルロン	3
19/9/6	厚 農	動薬 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(インゲルバックPRRS生ワクチン)	2
19/9/6	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統	1
19/9/13	厚	農薬 アメリン ☆	1
19/9/13	農	遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統	1
19/9/20	厚	農薬 フルオピコリド	1
19/9/20	厚 農	動薬 豚オーエスキー病(gI-,tk-)生ワクチン(ポーシリス Begonia DF・10、ポーシリス Begonia DF・50)、鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン(ノピリス CAV P4)、ヒアルロン酸ナトリウム及びヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤(ハイオネート)	6
19/9/20	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗	
19/9/27	厚	農薬 クロルフェナビル<一部☆>	2
19/9/27	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統	1
19/10/4	厚	農薬 ペンチオピラド	1
19/10/4	厚 農	動薬 α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合・(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノルバックス 類結/レンサOil)、チアンフェニコール<一部☆>、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイズン注射液及びバシット注射液) *	5
19/10/4	農	プリオン 豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価について	1
19/10/4	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統	1
19/10/11	厚	農薬 オキサジアルギル、ピフェナゼート、ピリダリル<一部☆>、メコナゾール	5
19/10/18	厚	農薬 クロマフェノジド<一部☆>、メキシフェノジド<一部☆>	4
19/10/25	厚	農薬 アミスルブロム、チアジニル<一部☆>	3
19/10/25	厚	遺伝子組換え食品等 高リシントウモロコシLY038系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統を掛け合わせた品種	1
19/11/1	厚	添加物 水酸化マグネシウム	1
19/11/8	厚	農薬 ダイムロン、テブフェノジド<一部☆>	4

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)
(平成19年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
19/11/15	厚	農薬 アゾキシストロビン	1
19/11/29	厚	添加物 加工デンプン(アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプンに限る。) 11	
19/11/29	厚	農薬/動薬 シロマジン<一部☆>	4
19/11/29	農	動薬 シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤(ラバーデックス1%)	1
19/12/13	厚	農薬 カルプロパミド<一部☆>、チオベンカルブ<一部☆>	5
19/12/13	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統とを掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統とを掛け合わせた品種	2
19/12/13	厚	特定保健用食品 明治リカルデントTMミルク	1
19/12/20	厚	農薬 イミベンコナゾール☆、ビラフルフェンエチル<一部☆>、フルトラニル<一部☆>	6
19/12/20	厚	動薬 セフォペラゾン☆	1
19/12/20	厚	遺伝子組換え食品等 PHE-No.1株を利用して生産されたL-フェニルアラニン	1
19/12/20	厚	特定保健用食品 モーニングバランス	1
20/1/10	厚	農薬 インダノファン、ジチオビル<一部☆>、プロモブチド<一部☆>	5
20/1/10	厚	動薬 グリチルリチン酸モノアンモニウム、グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストリチン)	2
20/1/10	厚	動薬 孵化を目的としたニンシ目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤	1
20/1/10	厚 農	動薬 豚サーコウイルス(2型・組換え型)感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)不活化ワクチン(インゲルバック サーコフレックス)	2
20/1/10	厚	遺伝子組換え食品等 GR-No.1株により生産されたグアノシンを原料として製造された5'-リボヌクレオチドナトリウム(5'-イノシン酸二ナトリウム及び5'-グアニル酸二ナトリウムの混合物)	1
20/1/17	厚	農薬 エスプロカルブ、シエノピラフェン、シラフルオフエン<一部☆>、ピリフタリド☆	6
20/1/24	厚	動薬/飼料添加物 コリスチン☆	2
20/1/31	厚	添加物 ナイシン	1
20/1/31	厚	農薬 フルベンジアミド	1
20/2/21	厚	農薬/動薬 エトキサゾール ☆	1
20/2/21	厚	農薬 カフェンストール	2
20/2/28	厚	農薬 エチプロール<一部☆>、クロチアニジン	3
20/2/28	厚	農薬/動薬 イソプロチオラン<一部☆>	3
20/3/13	厚	添加物 L-グルタミン酸アンモニウム	1
20/3/13	厚	農薬 ジメトモルフ、ベンゾビシクロン☆、ベンチアバリカルブイソプロピル、メフェナセト	5
20/3/13	厚	動薬 プロチゾラム ☆	1
20/3/13	農	動薬 プロチゾラムを有効成分とする牛の注射剤(メデランチル)	1
20/3/27	厚	添加物 バレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド	2
20/3/27	厚	農薬 オリサストロビン	1
20/3/27	厚 農	動薬 鶏サルモネラ症(サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィリウム)(アジュバント加)不活化ワクチン("京都微研"ポールセーバーSE/ST)	2
20/3/27	厚	ピルリマイシン	1

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。

Ⅳ その他

通知日	通知先	件名
16/1/30	厚農環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
19/9/13	厚農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)

資料3 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度について

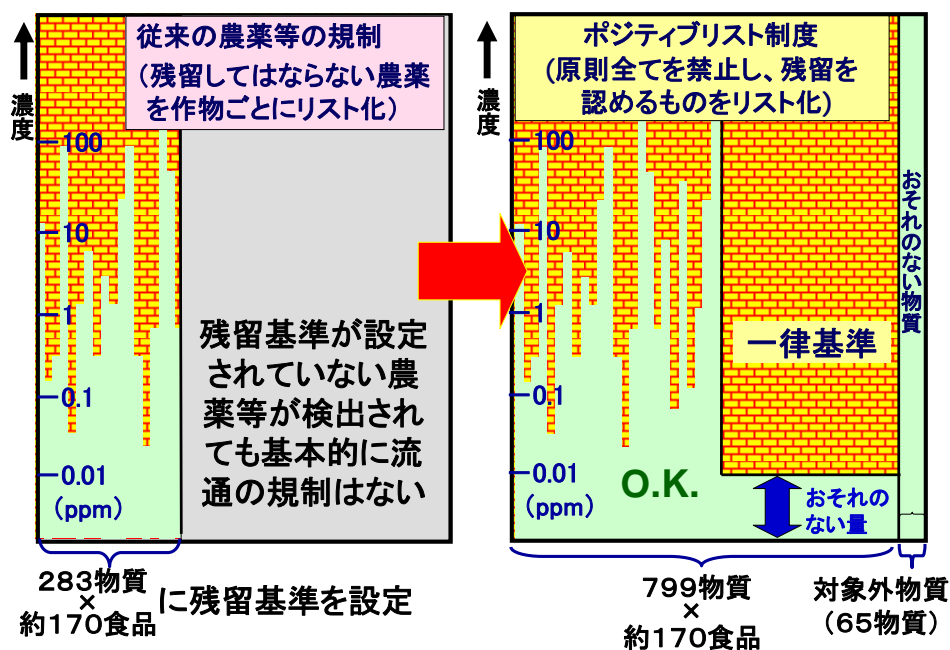
(1) 経緯

平成15年に食品衛生法が改正され、食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）が一定の量（人の健康を損なうおそれのない量）を超えて残留する食品の流通を原則禁止とする制度、すなわちポジティブリスト制度が導入され、平成18年5月29日から施行された。

従前の食品衛生法の規制は、限られた農薬等について残留基準を設定し、それを超えた食品の流通・販売等を禁止するというネガティブリスト制度であり、残留基準が設定されていない農薬等が食品から検出されても、その食品の販売等を禁止するなどの措置を行うことが困難であった。

ポジティブリスト制度では、現在、世界的に使用されている799の農薬等について残留基準を設定し、それらの農薬等が基準を超えて食品中に残留する場合、その流通を制限することが可能となった。

○ポジティブリスト制度導入の概念図



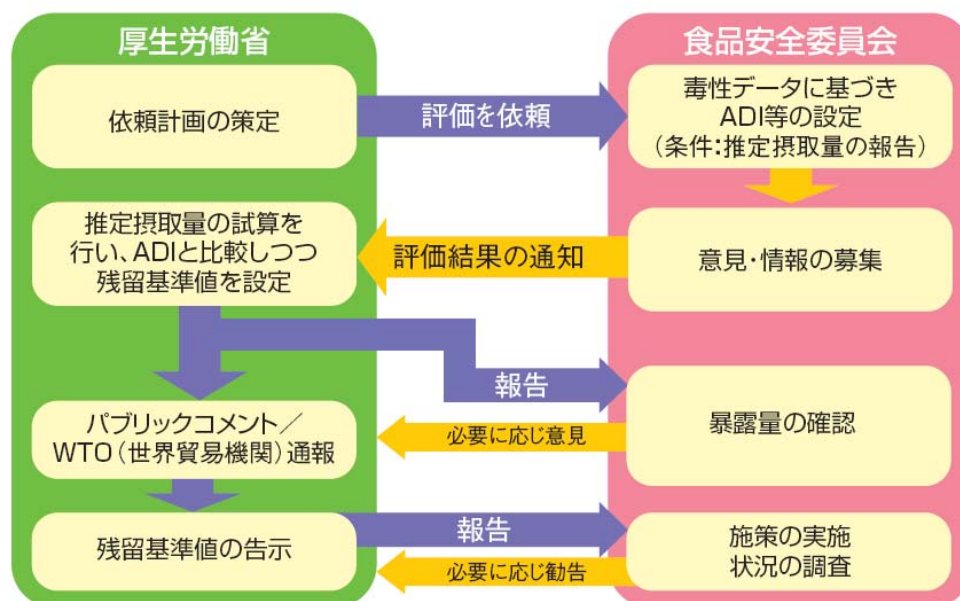
(2) 食品安全委員会の役割

本来、農薬等の残留基準は、厚生労働省からの評価基準に基づき、まず食品

安全委員会が食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）を実施して一日摂取許容量（ADI）を設定し、これに基づいて厚生労働省が残留基準値を設定するという順序になっているが、ポジティブリスト制度の導入に当たっては、食品安全基本法に定める「人の健康に悪影響が及ぶことを防止するために緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」に該当するとの判断から、ポジティブリスト制度の導入に際し、先に厚生労働省がいわゆる暫定基準を設定し、事後に食品安全委員会がポジティブリスト制度の対象となる農薬等のリスク評価を行い、厚生労働省はその評価に基づき改めて残留基準値を設定することとされた。

本制度の導入に伴い、厚生労働省は平成 18 年度から 5 年間を目途に 758 農薬等のリスク評価を食品安全委員会に依頼することとしている。

○ポジティブリスト制度対象農薬の審議フロー



(参考)農薬キノキシフェン（抗菌剤）のすいかの残留基準値設定の例

農薬キノキシフェンについては、ポジティブリスト制度導入後、すいかの残留基準値として 0.3 ppm の暫定基準が設定されていた（国内における ADI の設定はされていなかった）。

厚生労働省は、平成 18 年 12 月に食品安全委員会に対し当該農薬のリスク評

価の要請を行い、食品安全委員会においては農薬専門調査会の審議を経て、ADIを設定し、平成19年8月に厚生労働省に評価結果を通知した。

このADIと外国の基準値を参考にし、厚生労働省においては、農薬キノキシフェンのすいかの残留基準値を0.08 ppmに改正（アメリカにおける残留基準値をそのまま採用）し、平成20年1月に告示した（平成20年7月24日から適用）。

○758 農薬等の内訳

分類	物質数
農薬	516
動物用医薬品	192
飼料添加物	3
農薬及び動物用医薬品	31
動物用医薬品及び飼料添加物	15
農薬及び飼料添加物	1

資料4 平成19年度食品健康影響評価技術研究採択課題

研究領域			
研究課題	主任研究者	所属組織	
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域			
・ 遺伝子多型ラットを用いたペルオキシソーム増殖剤のヒト発がんリスクの評価法の開発	土田成紀	弘前大学	
・ ヒト肝組織を用いたアクリルアミドの変異原性の評価とその関連遺伝子の解析	笹野公伸	東北大学	
・ 化学物質による肝肥大誘導機序の解析を基盤とした肝発がんリスク評価系の構築	出川雅邦	静岡県立大学	
・ 毒性データの不確実性とヒトへの外挿法に関する研究	長谷川隆一	国立医薬品食品衛生研究所	
②食品に起因する病原微生物等（プリオン、薬剤耐性菌を含む）のリスク評価法に関する研究領域			
・ 予測微生物学的解析手法を用いた微生物学的リスク評価システムの開発	小関成樹	（独）農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所	
・ 腸管出血性大腸菌の牛肉を介したリスクに及ぼす要因についての解析	工藤由紀子	国立医薬品食品衛生研究所	
・ 食用動物からヒトに至る薬剤耐性遺伝子の伝播の解明と評価手法の開発	青木宙	東京海洋大学	
③新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域			
・ 遺伝子組換え食品等のアレルギー性・腸管免疫影響のインビトロ評価系の開発	手島玲子	国立医薬品食品衛生研究所	
④リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域			
・ 効果的リスクコミュニケーションのための学際的人材育成システムの構築	小泉望	大阪府立大学	

資料5 平成17年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

研究領域		評価結果
研究課題		
主任研究者	所属組織	
①化学物質の発がんリスクの評価法に関する研究領域		
・環境化学物質の発がん性・遺伝毒性に関する検索法の確立と閾値の検討		継続
津田洋幸	名古屋市立大学	
②食品の容器包装・器具のリスク評価法に関する研究領域		
・器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究		継続
広瀬明彦	国立医薬品食品衛生研究所	
③プリオンに起因するリスクの評価法に関する研究領域		
・BSEにおける脊髄・筋肉内神経組織のリスク評価と経口摂取βシート蛋白の体内動態		研究計画の改善が必要
小野寺節	東京大学	
④微生物・ウイルスの定量的リスク評価及び薬剤耐性菌のリスク評価に関する研究領域		
・多剤耐性サルモネラの食品を介した健康被害のリスク評価に関する研究		継続
牧野壮一	帯広畜産大学	
⑤タンパク質等食品成分のアレルギー発現性の評価法に関する研究領域		
・免疫細胞生物学的・構造生物学的手法を用いた食品成分のアレルギー発現性評価法の研究		継続
八村敏志	東京大学	
⑥食品に関連するリスクの定量的評価法に関する研究領域		
・定量的リスク評価に応用可能な手法の探索、分析及び開発に関する研究		継続
春日文子	国立医薬品食品衛生研究所	
⑦食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法等に関する研究領域		
・効果的な食品安全のリスクコミュニケーションのあり方に関する研究		継続
関澤純	徳島大学	
・食品災禍時のリスクコミュニケーションの実態調査(風評被害を含む)及び災禍の性格分類		継続
今村知明	東京大学	

資料6 平成18年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

研究領域		
研究課題		評価結果
主任研究者	所属組織	
①化学物質の定量的毒性評価法に関する研究領域		
・メチル水銀とダイオキシンの複合曝露による次世代の高次脳機能のリスク評価手法		継続
遠山千春	東京大学	
・一般集団およびハイリスク集団への食品中有害物質の曝露評価手法の開発		研究計画の改善が必要
香山不二雄	自治医科大学	
②食品に起因するvCJDのリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法の開発に関する研究領域		
・BSEのリスク評価とサーベイランスの効果的手法の研究：北海道の場合		継続
門平睦代	帯広畜産大学	
・vCJDリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法に関する研究		継続
山本茂貴	国立医薬品食品衛生研究所	
③食品に起因する病原微生物のリスク評価法に関する研究領域		
・非加熱喫食食品から検出されるリステリア・モノサイトゲネスのリスク評価に関する研究		継続
藤井建夫	東京海洋大学	
・生食用カキに起因するノロウイルスリスク評価に関する研究		継続
西尾治	国立感染症研究所	
④健康食品等の安全性評価法に関する研究領域		
・いわゆる新開発食品等の安全性評価法の開発に資する生体反応メカニズム研究		継続
菅野純	国立医薬品食品衛生研究所	
⑤リスクコミュニケーションの情報提示方法、言語表現等に関する研究領域		
・双方向情報交換実験によるIT活用型リスクコミュニケーション手法に関する研究		継続
中嶋康博	東京大学	

資料7 平成19年度 意見交換会開催状況

		リスコミ件名	開催地	参加人数
1	4月23日	食品に関するリスクコミュニケーションー我が国に輸入される牛肉等に係るリスク評価の実施についてー(福岡)	福岡県	62名
2	4月24日	食品に関するリスクコミュニケーションー我が国に輸入される牛肉等に係るリスク評価の実施についてー(大阪)	大阪府	99名
3	4月25日	食品に関するリスクコミュニケーションー我が国に輸入される牛肉等に係るリスク評価の実施についてー(札幌)	北海道	47名
4	4月27日	食品に関するリスクコミュニケーションー我が国に輸入される牛肉等に係るリスク評価の実施についてー(東京)	東京都	158名
5	5月11日	食品に関するリスクコミュニケーションー科学的不確実性とリスクコミュニケーションーBSE問題を例としてー	東京都	114名
6	5月15日	食品に関するリスクコミュニケーションー米国における農薬の安全性評価の取組についてー	東京都	144名
7	6月10日	食品に関するリスクコミュニケーションー食の安全を理解する上での食育の役割ー	福井県	56名
8	6月21日	米国産牛肉輸出認定施設の現地査察結果についての説明会(リスク管理機関主催)	東京都	148名
9	6月22日	米国産牛肉輸出認定施設の現地査察結果についての説明会(リスク管理機関主催)	大阪府	80名
10	6月22日	食品に関するリスクコミュニケーション(東京)ー食中毒原因微生物のリスク評価案件の選定に関する意見交換会ー	東京都	96名
11	6月25日	食品に関するリスクコミュニケーション(大阪)ー食中毒原因微生物のリスク評価案件の選定に関する意見交換会ー	大阪府	68名
12	9月3日	食品に関するリスクコミュニケーションー放射線照射食品をめぐる国際的な状況ー	東京都	175名
13	9月13日	食品に関するリスクコミュニケーションー食品安全のためのリスク分析の考え方(農薬を例として)ー(山口県と共催)	山口県	122名
14	10月5日	食品安全フォーラムinとやま(富山県と共催)	富山県	160名
15	10月17日	食品に関するリスクコミュニケーションー豪州における農薬の安全性確保に関する取組についてー	東京都	80名
16	10月24日	食の安全フォーラムin置賜(山形県と共催)	山形県	168名
17	11月2日	食品に関するリスクコミュニケーションーEUにおける遺伝子組換え生物のリスク評価についてー	東京都	73名
18	11月19日	食品の安全・安心シンポジウム(岐阜県と共催)	岐阜県	201名
19	11月19日	食品に関するリスクコミュニケーションー我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考えるー	愛知県	52名
20	11月20日	食品に関するリスクコミュニケーションー我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考えるー	福岡県	52名
21	11月26日	食品に関するリスクコミュニケーションー我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考えるー	大阪府	85名
22	11月27日	食品に関するリスクコミュニケーションー我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考えるー	岡山県	64名
23	11月28日	食品に関するリスクコミュニケーションー我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考えるー	宮城県	70名
24	11月30日	食品に関するリスクコミュニケーションー我が国における牛海綿状脳症(BSE)の国内対策を考えるー	東京都	156名
25	12月3日	第4回とちぎ食品安全フォーラム(栃木県と共催)	栃木県	150名
26	1月26日	泉大臣と語る食品安全ー国民の目線に立った食品安全行政を目指してー(食品安全委員会単独)	群馬県	67名
27	2月29日	食品に関するリスクコミュニケーションー新しいコミュニケーションのフレームワーク作りを考えるー(食品安全委員会単独)	大阪府	40名
28	3月19日	食品に関するリスクコミュニケーションー食品中の鉛について考えるー	東京都	60名
29	3月26日	食品に関するリスクコミュニケーションー食品中の鉛について考えるー	大阪府	41名

資料8 関係団体との懇談会等(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

No.	開催日	懇談会名	開催場所
1	平成19年4月5日	国際生命科学研究機構と食品安全委員会委員との懇談会	東京都
2	平成19年10月18日	消費科学連合会と食品安全委員会委員との懇談会(第4回)	東京都
3	平成19年11月15日	全国消費者団体連絡会と食品安全委員会委員との懇談会(第9回)	東京都

資料9 平成19年度食品の安全性に関する地域の指導者育成講座開催実績一覧表

No.	開催地	主催	日程	参加者数(人)				
				合計	内訳			
					行政	事業者	消費者・生協	その他
1	鳥取	食品安全委員会 鳥取県	平成19年8月31日(金)	41	13	21	7	0
2	石川	食品安全委員会 石川県	平成19年9月11日(火)	86	54	25	5	2
3	山口	食品安全委員会 山口県	平成19年9月12日(水)	58	14	6	38	0
4	香川	食品安全委員会 香川県	平成19年9月21日(金)	89	39	18	32	0
5	滋賀	食品安全委員会 滋賀県	平成19年10月22日(月)	65	30	32	3	0
6	愛知	食品安全委員会 愛知県	平成19年11月16日(金)	39	26	5	8	0
7	岡山	食品安全委員会 岡山県	平成19年12月18日(火)	94	13	42	34	5
8	福岡	食品安全委員会 福岡県	平成19年12月19日(水)	85	34	44	7	0
9	神奈川	食品安全委員会 神奈川県	平成20年1月18日(金)	65	52	8	5	0
10	和歌山	食品安全委員会 和歌山県	平成20年2月22日(金)	83	28	27	26	2
11	兵庫	食品安全委員会 兵庫県	平成20年3月4日(火)	54	25	18	9	2

○ 本講座では、食品の安全性確保のためのリスク分析の考え方や食品安全委員会の取組について講義を行った後、グループに分かれてコミュニケーション能力を高め、地域での活動につながる演習を行った。参加者には、本講座で得た知識・経験を踏まえ、主体的な活動を通じて地域におけるリスクコミュニケーションの指導者として、食に関する科学的で正しい理解を広めていただくことを期待している。

資料10 平成19年度食品の安全性に関するリスクコミュニケーター育成講座開催実績一覧表

No.	開催地	主催	日程	参加者数(人)				
				合計	内訳			
					行政	事業者	消費者・生協	その他
1	岡山市	食品安全委員会 岡山市	平成19年9月20日(木)	36	24	6	5	1
2	広島市	食品安全委員会 広島市	平成19年10月18日(木)	32	14	13	4	1
3	徳島県	食品安全委員会 徳島県	平成19年11月9日(金)	31	11	9	10	1
4	大阪府	食品安全委員会 大阪府・大阪市・堺市 ・高槻市・東大阪市	平成19年11月15日(木)	34	19	5	9	1
5	秋田県	食品安全委員会 秋田県	平成19年11月28日(水)	29	14	9	6	0
6	栃木県	食品安全委員会 栃木県・宇都宮市	平成19年12月21日(金)	31	19	5	7	0
7	福岡市	食品安全委員会 福岡市	平成19年12月26日(水)	30	15	7	8	0
8	岡崎市	食品安全委員会 岡崎市	平成20年1月22日(火)	21	6	3	11	1
9	三重県	食品安全委員会 三重県	平成20年1月30日(水)	29	6	1	21	1
10	大分県	食品安全委員会 大分市	平成20年2月5日(火)	29	26	3	0	0
11	北海道	食品安全委員会 北海道	平成20年3月5日(水)	23	12	3	6	2

○ 本講座では、地域におけるリスクコミュニケーションを積極的に推進するため、消費者、事業者など様々な食品関係者の立場や主張を理解し、また、意見や論点を明確にし、地域において相互の意思疎通を円滑にする役割を担うリスクコミュニケーター(ファシリテーター)を育成するためファシリテーション※に関する講義と演習を行った。参加者には、地方公共団体等が開催する意見交換会、学習会等において、進行役として様々な立場の参加者による円滑な意見交換を推進することを期待している。

※ファシリテーション(facilitation)の原意は、「促進すること」、「容易にすること」等であり、会議やワークショップ等において参加者の意見を引き出し、活発な意見交換を行い、コミュニケーションを活性化させ、成果に結び付けていくことを支援すること。

資料 1 1 国際会議等への委員等の派遣

(1) 外国政府機関及び国際機関等の訪問

- ① 訪問先：オランダ（長尾委員ほか）
オランダ政府機関
日 程：平成19年6月16日～22日
目 的：食品安全に関する意見交換・情報収集、
リスク分析学会(SRA)ヨーロッパ会合出席
- ② 訪問先：米国（見上委員長ほか）
米国保健福祉省疾病管理予防センター
日 程：平成19年7月7日～13日
目 的：食品安全に関する意見交換・情報収集、
国際食品保護協会年次総会出席
- ③ 訪問先：ドイツ（本間委員ほか）
ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)
日 程：平成19年8月31日～9月8日
目 的：食品安全に関する意見交換・情報収集、
メイラード反応国際シンポジウム出席
- ④ 訪問先：イギリス（野村委員ほか）
英国食品基準庁(FSA)、英国食品研究所
日 程：平成19年10月28日～11月1日
目 的：食品安全に関する意見交換・情報収集
- ⑤ 訪問先：米国（鈴木専門委員ほか）
米国EPA農薬業務部
日 程：平成20年1月27日～2月3日
目 的：食品安全に関する意見交換・情報収集
- ⑥ 訪問先：カナダ（畑江委員ほか）
カナダ食品検査庁(CFIA)
日 程：平成20年3月24日～29日
目 的：食品安全に関する意見交換・情報収集

(2) 国際会議等への出席

- ① コーデックス
汚染物質部会（中国） 平成19年4月15日～21日 事務局
添加物部会（中国） 平成19年4月23日～28日 事務局
残留農薬部会（中国） 平成19年5月6日～13日 事務局
バイオテクノロジー応用食品部会に係る作業部会（カナダ）
平成19年5月6日～11日 専門委員、事務局
総会（イタリア） 平成19年7月1日～9日 事務局
食品残留動物薬部会（米国） 平成19年9月2日～9日 事務局
JMPR専門家会合（スイス） 平成19年9月17日～29日 専門委員
食品衛生部会（インド） 平成19年10月28日～11月5日 事務局
栄養・特殊用途食品部会（ドイツ） 平成19年11月11日～18日 事務局
- ② OECD
農薬作業部会（フランス） 平成19年6月11日～15日 専門委員、事務局
新規食品・飼料TF会合（フランス） 平成19年6月27日～30日 専門委員、事務局
農薬作業部会（メキシコ） 平成19年11月12日～18日 専門委員、事務局
農薬作業部会（フランス） 平成20年2月11日～15日 専門委員、事務局
- ③ その他
FAO/WHO合同食品添加物専門家会合(JECFA)（スイス）
平成19年6月18日～30日 専門委員
米国における農業バイオテクノロジーツアー（米国）
平成19年7月15日～22日 事務局
食品技術者協会（IFT）年次総会、FoodExpo（米国）
平成19年7月28日～8月3日 事務局
プリオン2007（スコットランド） 平成19年9月24日～30日 事務局
食品のリスク分析に関する国際ワークショップ（韓国）
平成19年10月10日～11日 事務局
リスク分析学会（SRA）2007年次会合（米国）
平成19年12月8日～14日 事務局

資料 1 2 海外研究者及び専門家の招聘

- ① 平成19年5月7日～11日
カナダ・ビクトリア大学 コンラッド・ブルンク教授

- ② 平成19年5月14日～16日
アメリカ環境保護庁（EPA）農薬業務部登録課 ロイス・ロッシ課長

- ③ 平成19年9月2日～6日
世界保健機構（WHO）食品安全・人獣共通感染症及び食品由来疾病局
GEMS 食品プログラム課長 ジェラルド・G・モイ博士

- ④ 平成19年10月15日～19日
オーストラリア農薬・動物用薬品局CEO（最高責任者）
エヴァ・ベネット・ジェンキンス博士

- ⑤ 平成19年10月29日～11月2日
欧州食品安全機構（EFSA）GMOパネル座長 ハリー・クーパー博士

- ⑥ 平成20年2月25日～29日
オランダ・ワーゲニンゲン大学 リン・フルワー教授

第1 平成20年度における委員会の運営の重点事項

- 1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務の円滑かつ着実な実施に努める。
- 2 委員会は、平成20年7月に設立5周年を迎えることから、これまでの委員会の活動全般について点検を行い、各事業において必要な見直しや改善等を進めるとともに、国内外の食品安全に関わる関係者との交流を深め、広く国民に委員会の取組等について周知を図ることなどを目的に9月を目途に5周年記念行事を行う。
- 3 平成20年度においては、上記の方針に基づき事業全般を推進するほか、特に、次の事項を重点として定め、その確実な達成を図る。
 - ・ 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入など評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うなど審議体制の強化を行うとともに、リスク管理機関と更に連携を密にし、審議の進め方の改善を行う。併せて、調査審議の透明性と円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドラインの作成を進める。
 - ・ 食品健康影響評価技術研究については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、研究課題の公募を行うとともに、中間評価及び事後評価を適切に実施することにより、食品健康影響評価技術の向上を図る。
 - ・ リスクコミュニケーションについては、より一層の参加型の運営を目指すとともに、参加者の理解度をより一層高めることができるよう、効果的効率的な意見交換会の開催に努める。また、地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うため、「地域の指導者育成講座」及び「リスクコミュニケーター育成講座」の充実を図るとともに、食品安全モニター事業との連携を推進する。
 - ・ 食品安全に関する広報については、ホームページ、メールマガジン、季刊誌の発行等に加えて、マスメディアを通じて、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。特に、マスメディア関係者が食品安全に関する理解を深めるための取組を推進するとともに、ホームページの改善を進める。
 - ・ 食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析に努めるとともに、平成21年度からの次期食品安全総合

情報システムの構築に向けて準備を進める。また、緊急事態等を想定した訓練の実施により、緊急事態等への対処体制を強化する。

- ・ 食品健康影響評価における国際協調を推進するため、欧州食品安全機関（E F S A）等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進するとともに、食品健康影響評価結果の英訳を進め海外に広く発信する。

第2 委員会の運営全般

1 会議の開催

① 委員会会合の開催

原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

② 企画専門調査会の開催

委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 平成19年度食品安全委員会運営計画（平成19年3月29日委員会決定）のフォローアップ、平成19年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平成20年5～6月ごろ）
- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～11月ごろ）
- ・ 平成20年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年10～11月ごろ）
- ・ 基本的事項のフォローアップ、平成21年度食品安全委員会運営計画の審議（平成21年1～2月ごろ）

③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成18年11月16日委員会決定）において今後検討すべき内容として掲げられている諸課題を踏まえ、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開に関する調査審議
- ・ 平成19年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成20年4～5月ごろ）

④ 緊急時対応専門調査会の開催

おおむね3～4ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。

専門調査会においては、その下に設置された部会やワーキンググループ等による調査審議方式を活用し、効率的な調査審議を行う。

また、ポジティブリスト制度下における評価案件の増大等に対応するため、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うほか、新たな評価課題に対しては機動的にワーキンググループを設置し、迅速で的確な対応を行う。

2 平成19年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成21年度食品安全委員会運営計画の作成

① 平成19年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成20年5～6月ごろ）

平成19年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

② 平成21年度食品安全委員会運営計画の作成（平成21年1～3月ごろ）

平成21年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

第3 食品健康影響評価の実施

1 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施

リスク管理機関から食品健康影響評価を要請される案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう努めるとともに、提出された資料について精査・検討等を十分に行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。なお、平成20年度においては以下に留意して調査審議を進めることとする。

① 平成19年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な情報

が不足している場合等特段の事由があるときを除き、平成20年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

② 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定に係る食品健康影響評価については、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うとともに、関係する専門調査会で十分な連携を図り、食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施する。

③ 清涼飲料水の規格基準及びポジティブリスト制度導入に伴ういわゆる暫定基準等に係る評価案件については、評価対象となる物質の数が膨大であるため、優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

2 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定

食品健康影響評価に関する調査審議の透明性の確保及び円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価指針、評価の考え方等）について、優先順位を定めて策定を進める。

なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たっては、食品健康影響評価技術研究の成果を十分に活用する。

3 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

① 自ら食品健康影響評価を行う案件の選定

委員会は、委員会が一元的に収集した危害情報に関する科学的知見、食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対しての科学的情報、当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等の情報を定期的に整理する。

委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の選定は、委員会が整理した情報について必要に応じて専門委員の意見を聴取の上、企画専門調査会に報告し、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会において行う。ただし、緊急・特段の評価案件については、委員会において対応する。

なお、委員会自ら食品健康影響評価を行うには至らないとされた案件についても、必要に応じて、国民への情報提供や情報収集の継続を行うなど適切な措置を講じる。

② 自ら食品健康影響評価の実施

平成16年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」に基づき、鶏肉を主とす

る畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリから優先的に微生物・ウイルス専門調査会において調査審議を進める。

平成19年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、引き続き、プリオン専門調査会において調査審議を進める。

平成19年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補案件とされた「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」については、意見交換会等の結果も踏まえ、委員会が自ら食品健康影響評価を行うかを決定する。

4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、リスク管理機関に対し、平成20年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、平成20年9月ごろ及び平成21年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

また、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。

5 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、以下に留意して、食品健康影響評価技術研究を推進する。

① 食品健康影響評価技術研究の研究課題については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、公募を行う。

② 平成19年度に完了した研究課題については、事後評価を適切に実施するとともに、得られた研究成果については、研究成果報告会の開催等により研究成果の普及に努める。

③ 平成20年度に実施中の研究課題については、中間評価を適切に実施するとともに、研究費の適正な執行を図る観点から、研究受託者に対する実地指導を推進する。

④ 平成17年1月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。

第4 リスクコミュニケーションの促進

リスクコミュニケーションについては、委員会が行う食品健康影響評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、広く国民の理解を得るため、より一層の参加型の運営を目指す。

1 意見交換会の開催

意見交換会については、参加者の理解度をより一層高めることができるよう工夫を行い、効果的効率的な実施に努める。

具体的には、以下の観点から適切なテーマの選定を行い、計画段階において、テーマごとに適した対象者、開催方法（地方公共団体との連携等）、開催規模等を十分検討するとともに、実施後の評価（計画段階で設定した目標の達成度、参加者の理解度・満足度等）を行い、必要に応じて改善を図る。

- ・ リスク評価のうち、国民の関心の高いもの
- ・ リスク管理措置が採られているもののうち、国民の関心が高いものであって、かつ、リスク評価の内容についても説明の要望があるもの
- ・ リスク分析の考え方

また、委員会が自ら行う食品健康影響評価の候補選定に当って実施する意見交換会の効果的な開催のあり方について検討する。

2 リスクコミュニケーション推進事業の実施

地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うとともに、食育の推進にも資する観点から、以下に留意して、リスクコミュニケーション推進事業を実施する。

- ① 「地域の指導者育成講座」及び「関係者間の意思疎通を円滑に行わせる技術を有するリスクコミュニケーター（ファシリテーター）の育成講座」について、計画的な実施に努めるとともに、内容の充実を図る。
- ② 平成20年度から新たに開始する「科学的知見に関する情報を分かりやすく説明できるリスクコミュニケーター（インタープリター）の育成事業」の実施方法等について十分に検討を行い、効果的な事業実施に努める。
- ③ 「指導者育成講座」等の受講者が地域におけるリスクコミュニケーションにおいて実践的活動を行うモデルについて検討する。
- ④ 食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する教材を製作し、その活用の促進にも努める。

3 全国食品安全連絡会議の開催

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。

この連絡会議においては、主としてこれまで5年間の委員会のリスクコミュニケーション活動について総括するとともに、地方公共団体における先駆的な取組等について意見交換を行い、今後の食品安全行政及びリスクコミュニケーション活動に活用する。

4 食品安全モニターの活動

食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点等についての報告を積極的に求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成20年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。

その他、食品安全モニターに「地域の指導者育成講座」等への参加を促すなど、リスクコミュニケーション推進事業との連携を図る。

5 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況・効果の把握に努めつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、積極的に情報提供を行う。特に、ホームページについては、内容の充実及び操作性の向上を図る。

また、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、必要に応じて委員等による記者会見を開くほか、これまでの報道担当記者等との懇談会に加え、幅広いマスメディア関係者との間で意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する知識の共有化に努める。併せて、プレスリリースのメール配信等によりマスメディア関係者とのネットワーク構築を図るとともに、委員会におけるマスメディア対応能力の向上に努める。

食の安全ダイヤルを通じた一般消費者から相談や問い合わせについての対応を引き続き行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は関係機関とも共有し、積極的に活用を図る。

6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。

7 食育の推進への貢献

平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に貢献するため、リスク評価の手法や内容等に関する情報の提供及び意見交換の促進を通じて、食品の安全性に関する国民の知識と理解の一層の増進を図る。

特に子どもを対象としたリスクコミュニケーションを通じ、子どもに対する食の安全についての啓発を積極的に進めていく。

第5 緊急の事態への対処

1 緊急時対応訓練の実施

緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。なお、リスク管理機関との合同訓練を実施することにより、連携を強化する。

2 緊急事態への対処体制の整備

緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、必要に応じ「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」等（以下「要綱等」という。）における緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、見直しを行う。

また、緊急時対応専門調査会において、より早期の段階において的確に対処するための方策や情報の収集、分析及び提供のあり方等について検討を進め、必要に応じ要綱等を見直し、緊急時対応体制の強化・整備を行う。

第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

1 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供

委員会において国内外の食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（以下「システム」という。）を活用して、リスク管理機関等との情報の共有と連携の確保を図るとともに、個人情報、知的財産に関わる情報等の保護に十分配慮して適切かつわかりやすく国民に提供する。

このため、システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更

新、保守管理等を実施し、最新かつ正確な食品安全情報について関係省庁との情報の共有化を推進するとともに、委員会が自ら行う食品健康影響評価やファクトシート作成の効率的な実施等のため、情報の整理及び分析を行う。

また、平成21年度からの次期システムの構築に向けて準備を進める。

2 国際協調の推進

コーデックス委員会（C o d e x）各部会、経済協力開発機構（O E C D）タスク・フォース会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。

また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

さらに、E F S A等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進する。併せて、食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実を図り、広く外国政府機関や国際機関等に発信し、情報交換することにより、国際協調を推進する。

第7 食品の安全性の確保に関する調査

リスク評価等の事務を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う食品安全確保総合調査については、平成20年度に実施する課題を6月ごろまでに選定する。

なお、当該調査課題は食品安全に係る諸状況に応じて機動的に選定する必要があることを踏まえ、年度の途中において緊急に調査を実施する必要性が生じた場合には、随時、調査課題を選定する。

また、選定した調査課題については、実施計画を委員会のホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、システムにより公開する。